

518
7/1

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁹ 1 2 3 4 5

始



518

714

大正十四年九月

京都市
施設

社會事業概要

京都市役所社會課



總序

事業一般

1 職業紹介及授産

2 兒童保護

3 醫療及保健施設

4 住宅供給及宿泊救護

5 生活必需品供給

6 雜

三 調査一般

四 規程一般

五 豫算及低利資金

大正
14.12.22
丙亥

578-761

次細目

一 總序 (1)

二 事業一般 (9)

 1 職業紹介及び授産 (9)

 a 職業紹介所 (11)

 b 副業ミシン裁縫講習所 (18)

 2 児童保護 (11)

 a 託児所 (11)

 b 児童遊園 (34)

 c 児童水泳場 (53)

 c 診療及び保健施設 (54)

 3 トラホーム診療所 (55)

 b 宇多野療養所 (57)

 c 浴場 (59)

 4 住宅供給及び宿泊救護 (63)

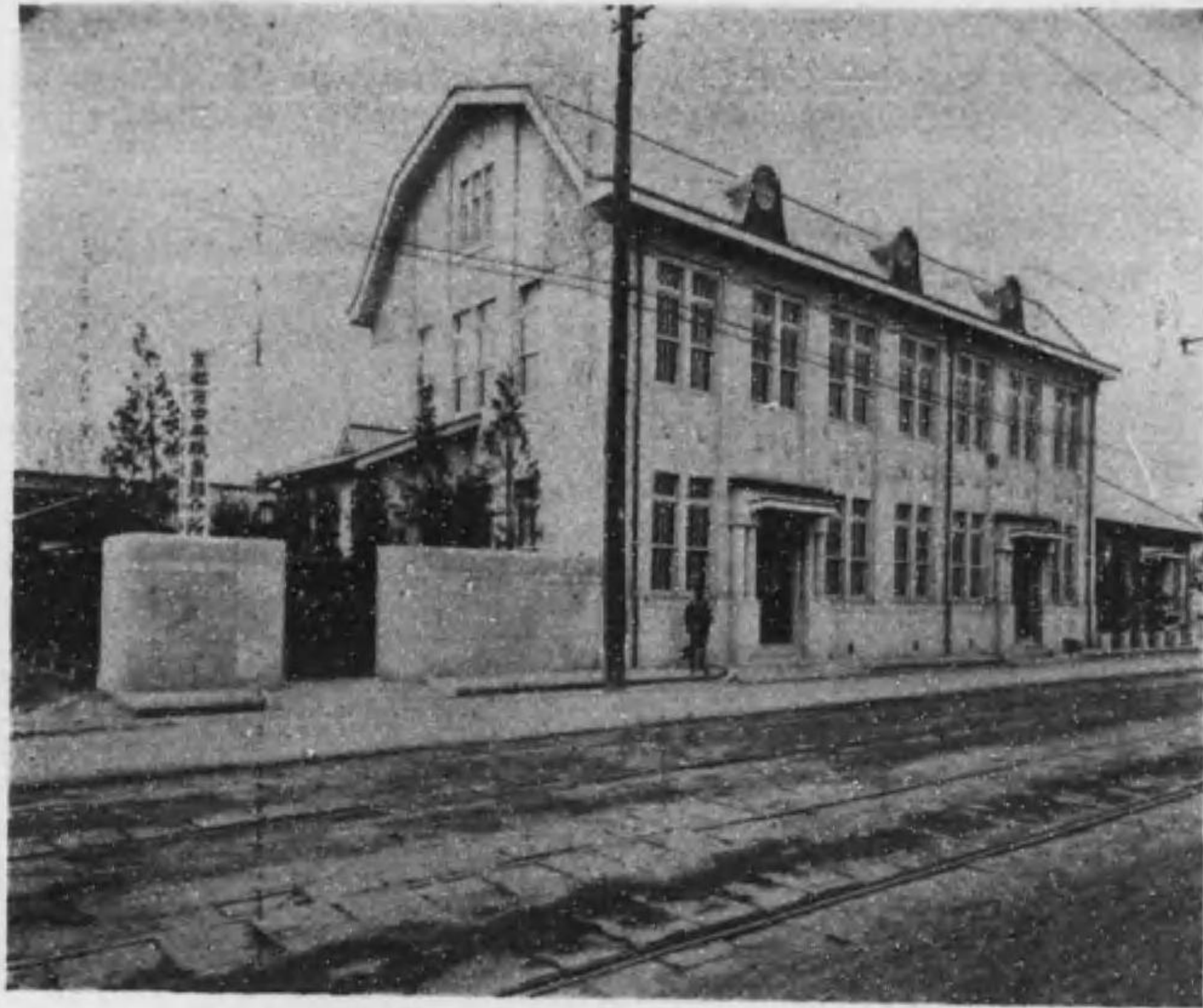
 a 市営住宅 (63)

 b 現業員寄宿舎及び住宅 (68)

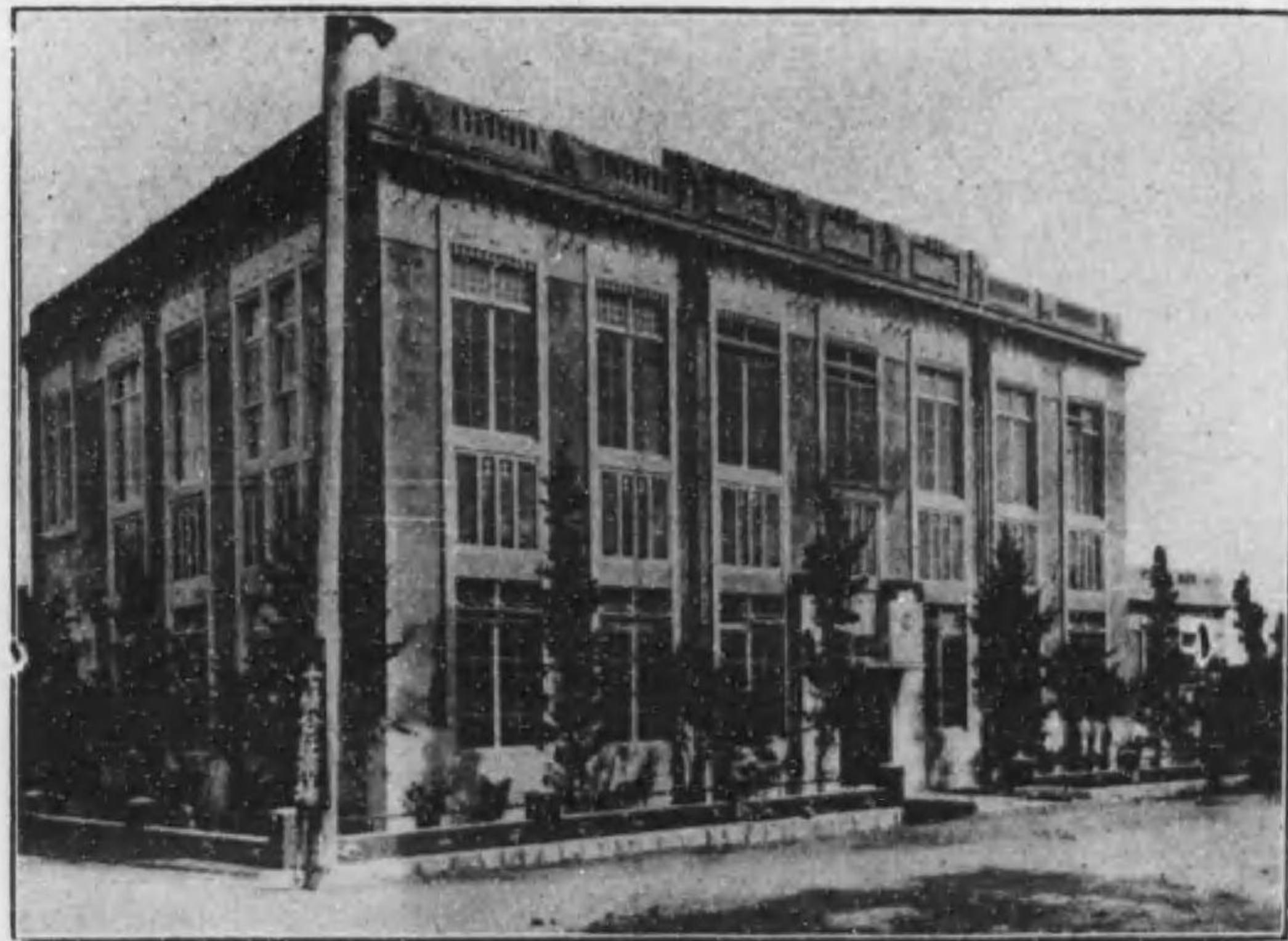


正 業 員 共 同 貯 蓄 金
 由 出 資 一 部
 正 業 員 共 同 貯 蓄 金
 由 出 資 一 部
 正 業 員 共 同 貯 蓄 金
 由 出 資 一 部
 正 業 員 共 同 貯 蓄 金
 由 出 資 一 部
 正 業 員 共 同 貯 蓄 金
 由 出 資 一 部





所介紹業職央中



(上階) 所介紹業職條七
(下階) 堂食易簡條七

218-812

市内社会事業一覽 目

附 錄

五 豫算及び低利資金.....(117)

四 規程一般.....(95)

三 調査一般.....(92)

 1 調査事項.....(91)

 2 社会課證書その他.....(89)

 a 家事見習所.....(87)

 b 洋裁編物相談所.....(85)

 c 法律無料相談.....(84)

 d 慈善救済.....(82)

六 雜

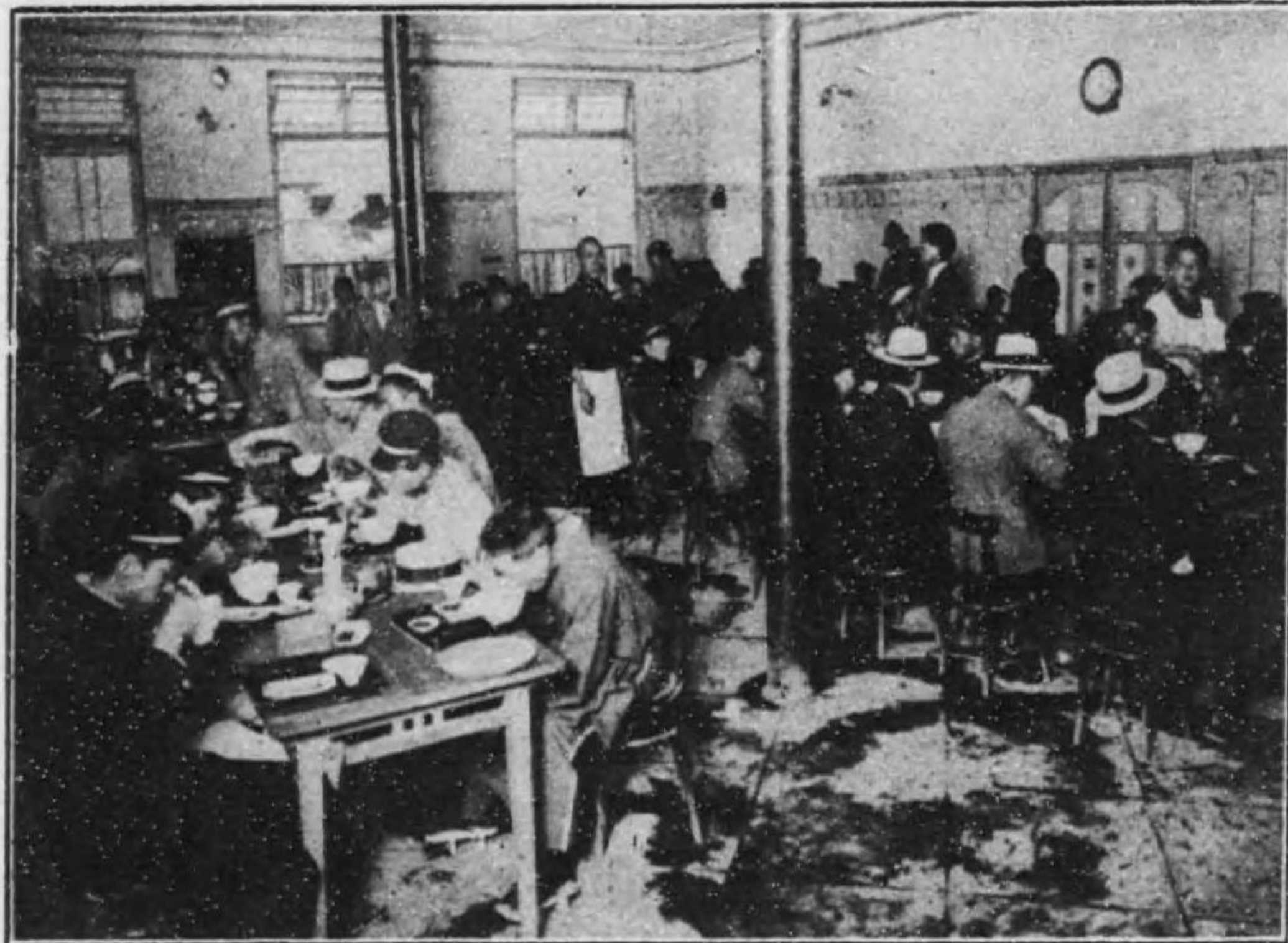
 a 公設市場.....(80)

 b 簡易食堂.....(76)

 c 住宅建築資金貸付.....(72)

 d 簡易宿泊所及び無料宿泊.....(69)

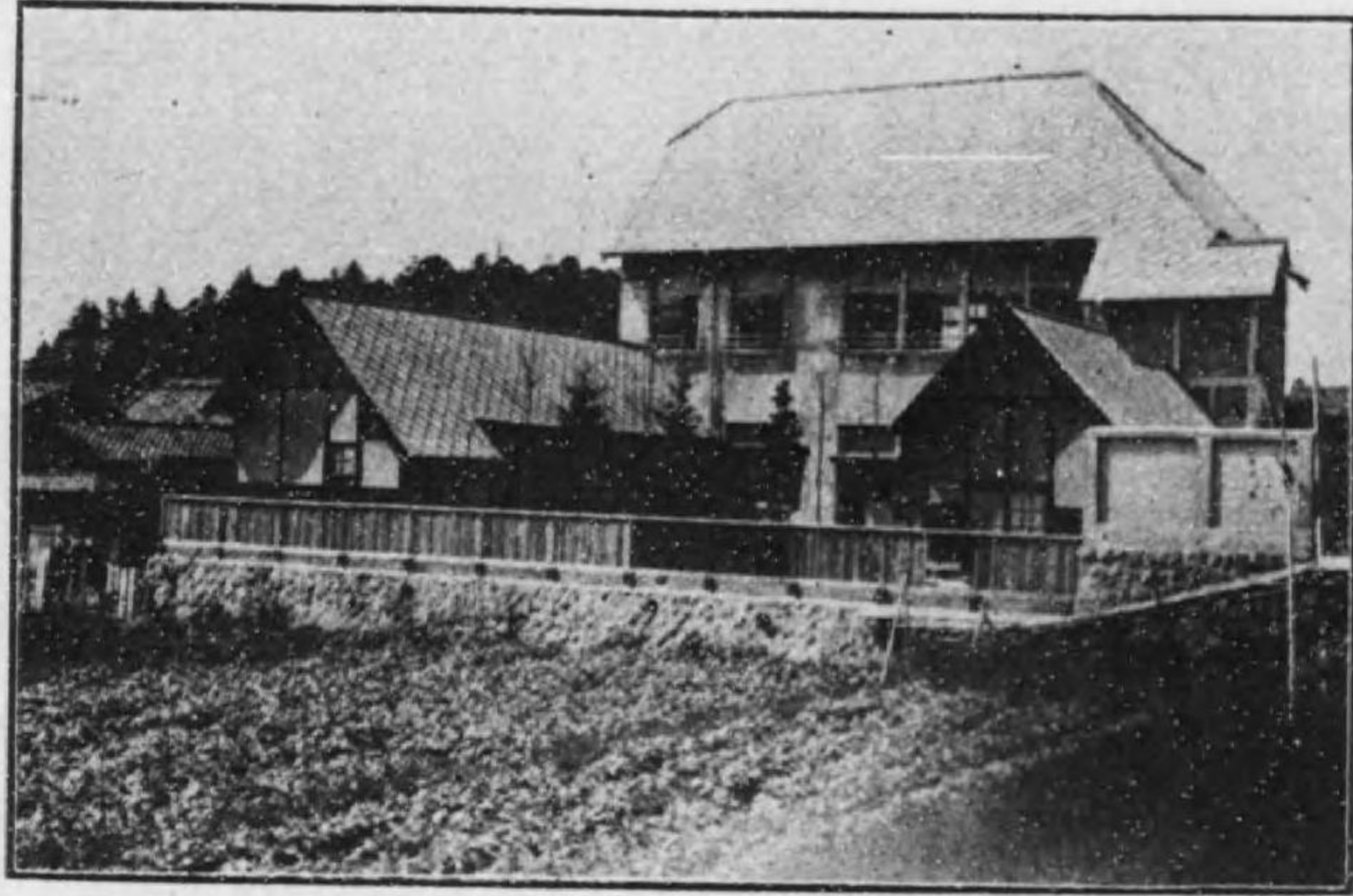
五 生活必需供給



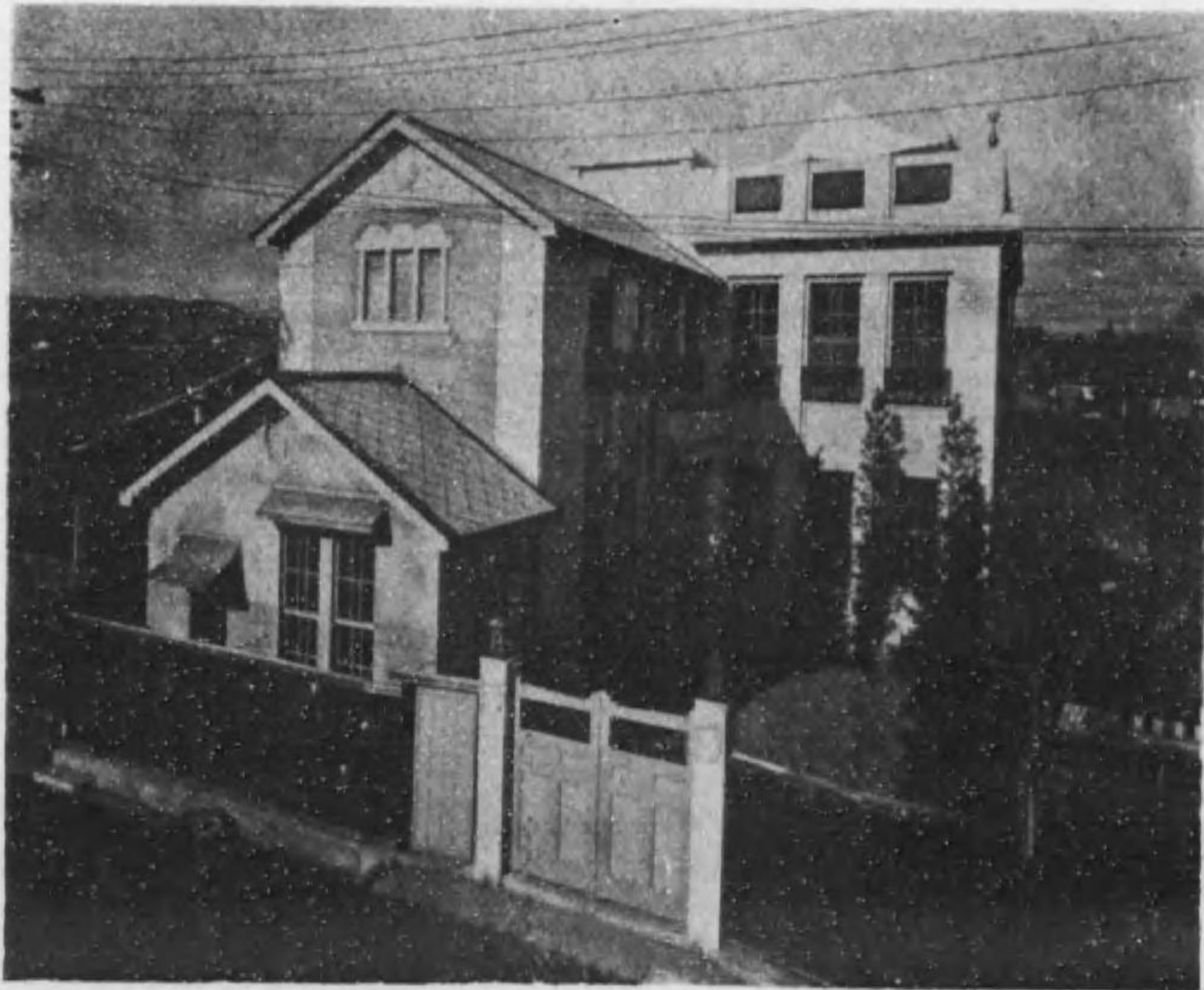
七條簡易食堂内部



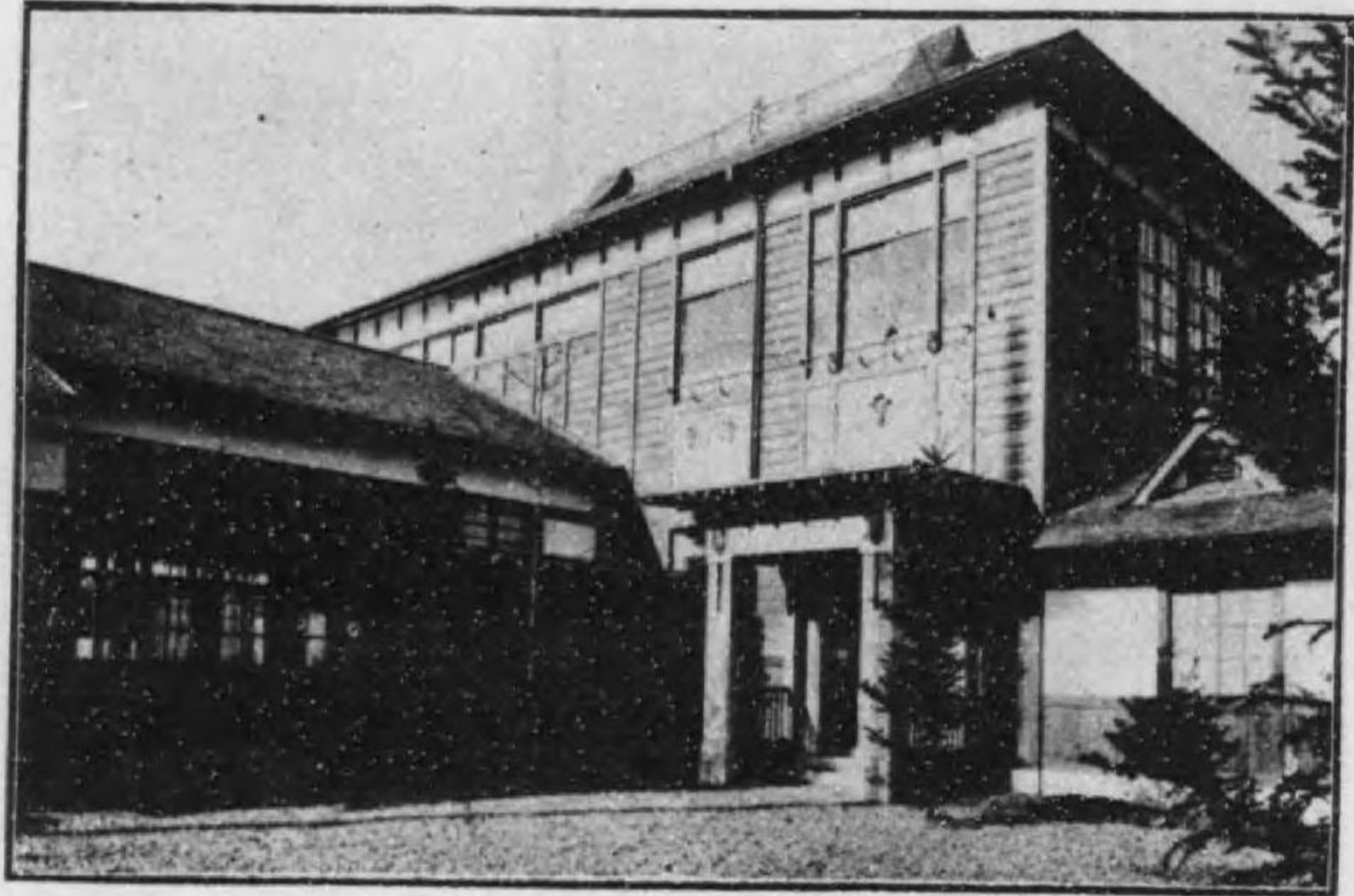
壬生託兒所



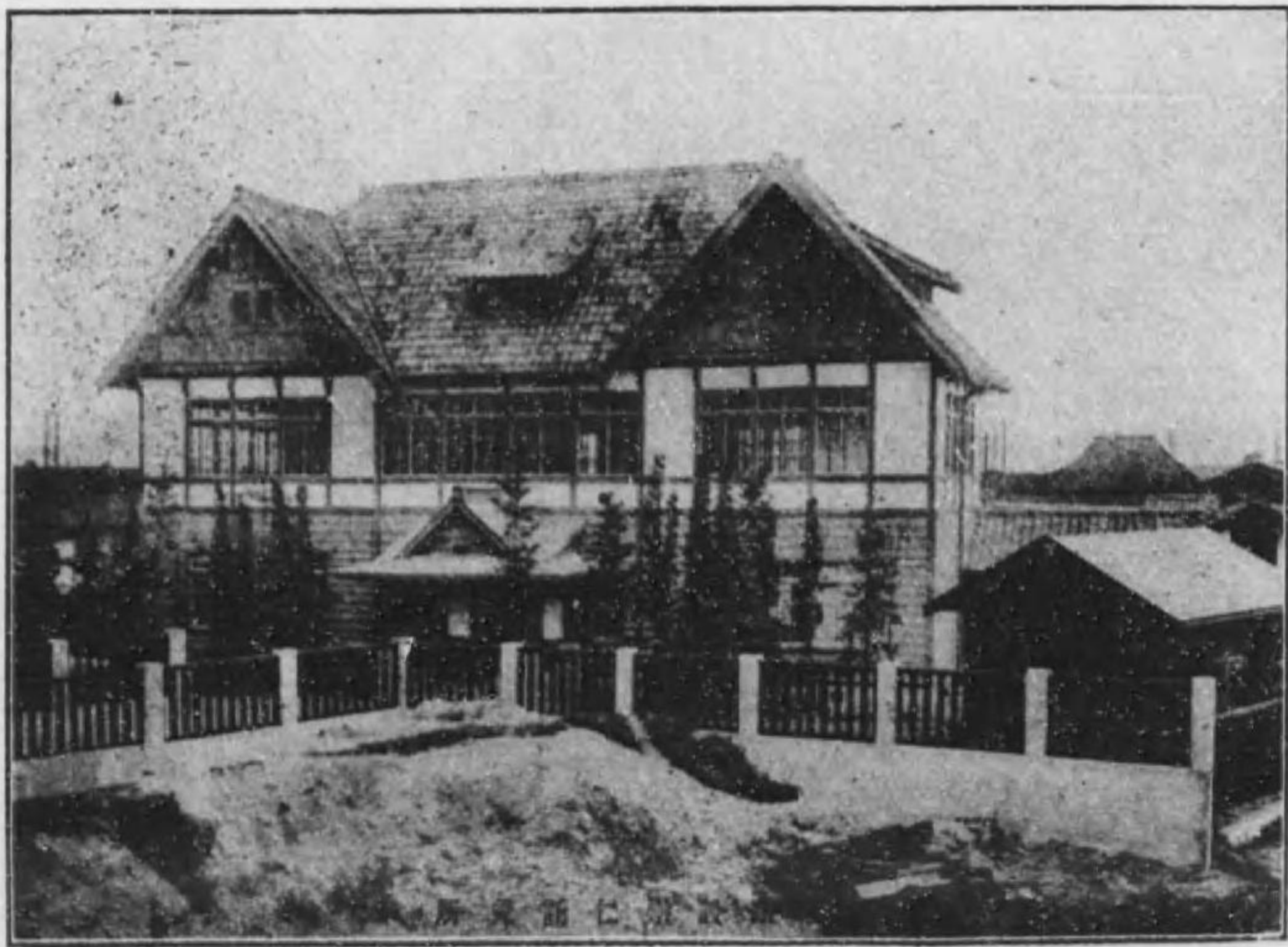
錦林託兒所



三條託兒所



養 生 託 兒 所



崇 仁 託 兒 所



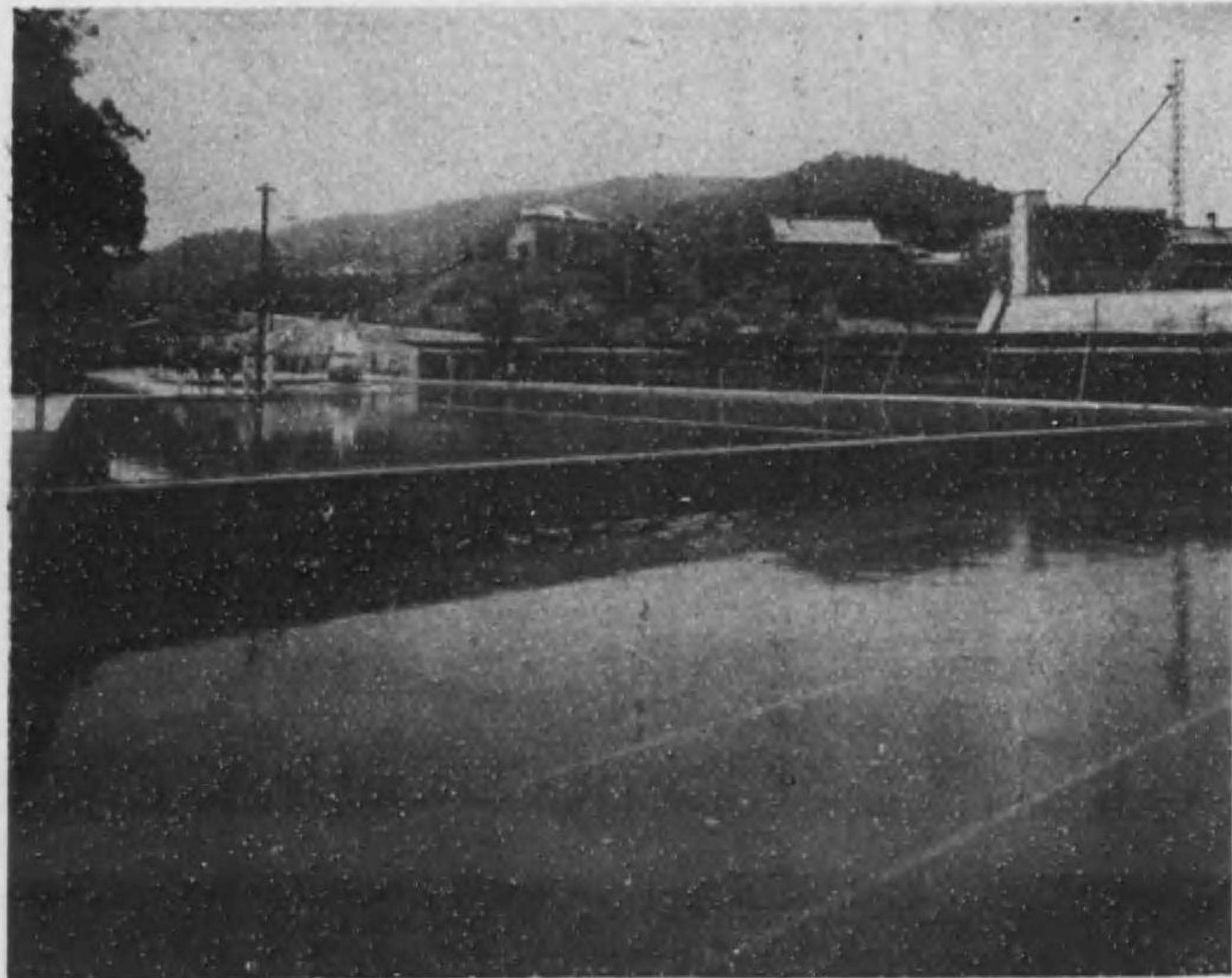
崇仁託兒所內部



樂只託兒所



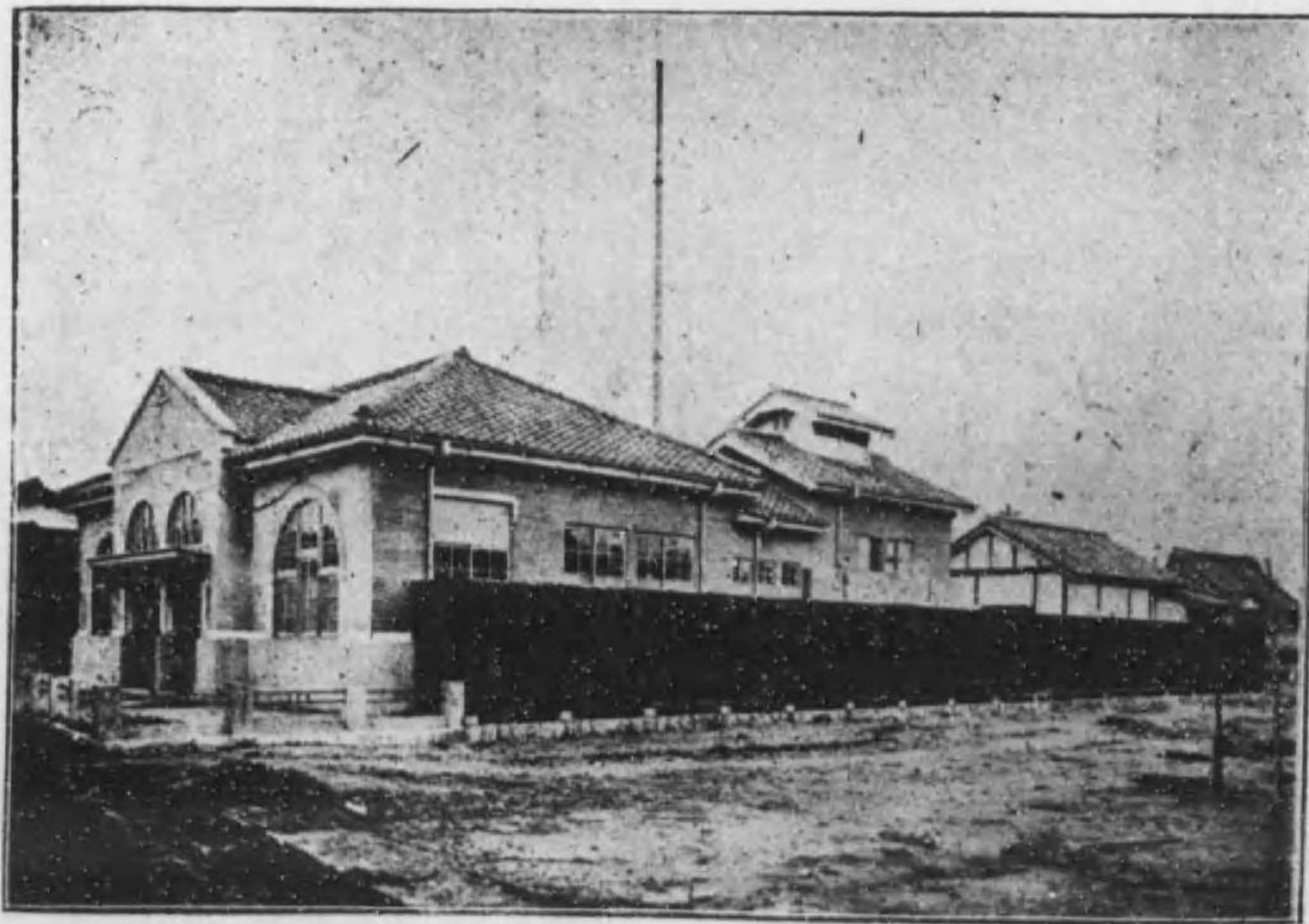
園遊童兒寺覺妙



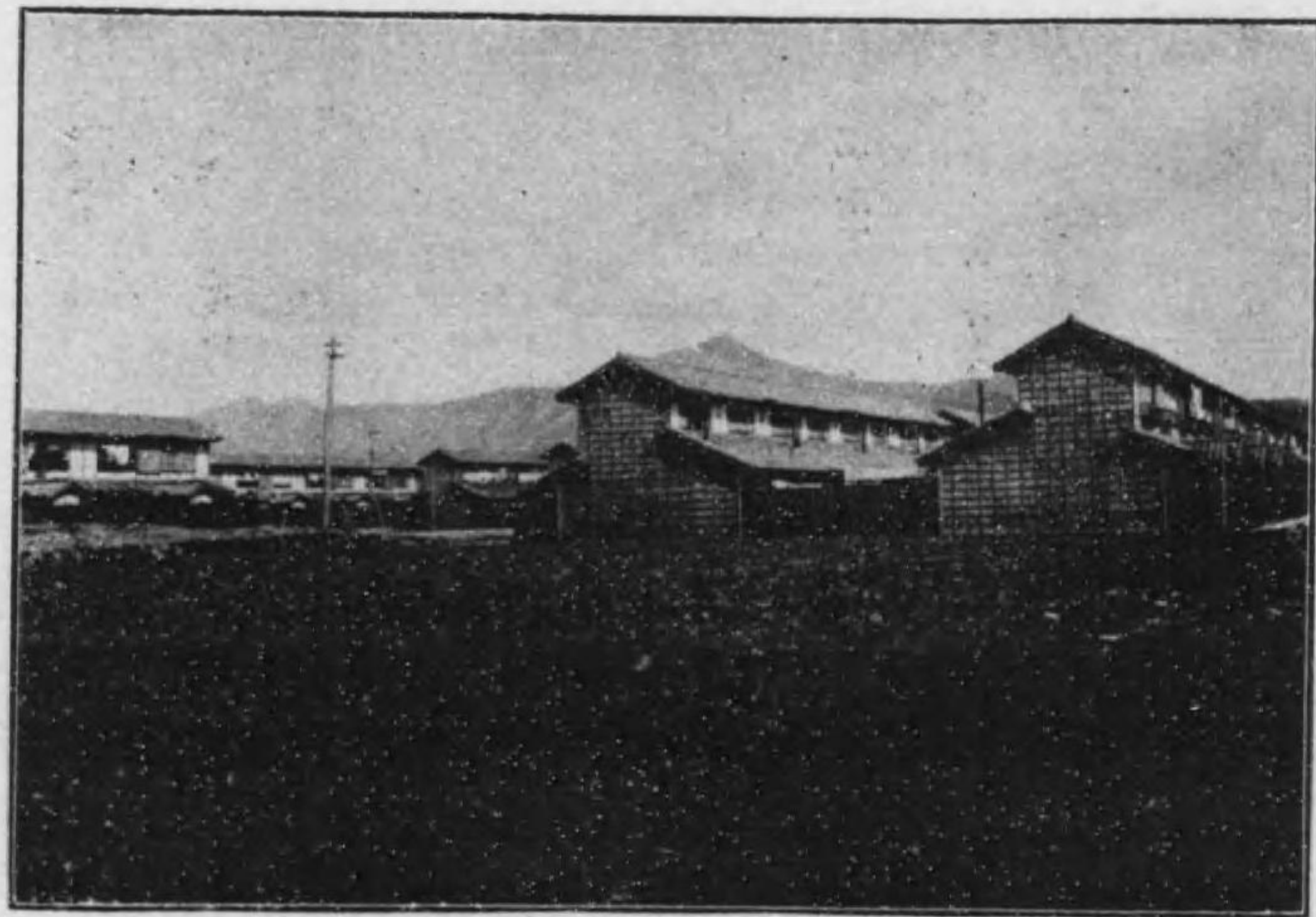
場泳水童兒



養正浴場



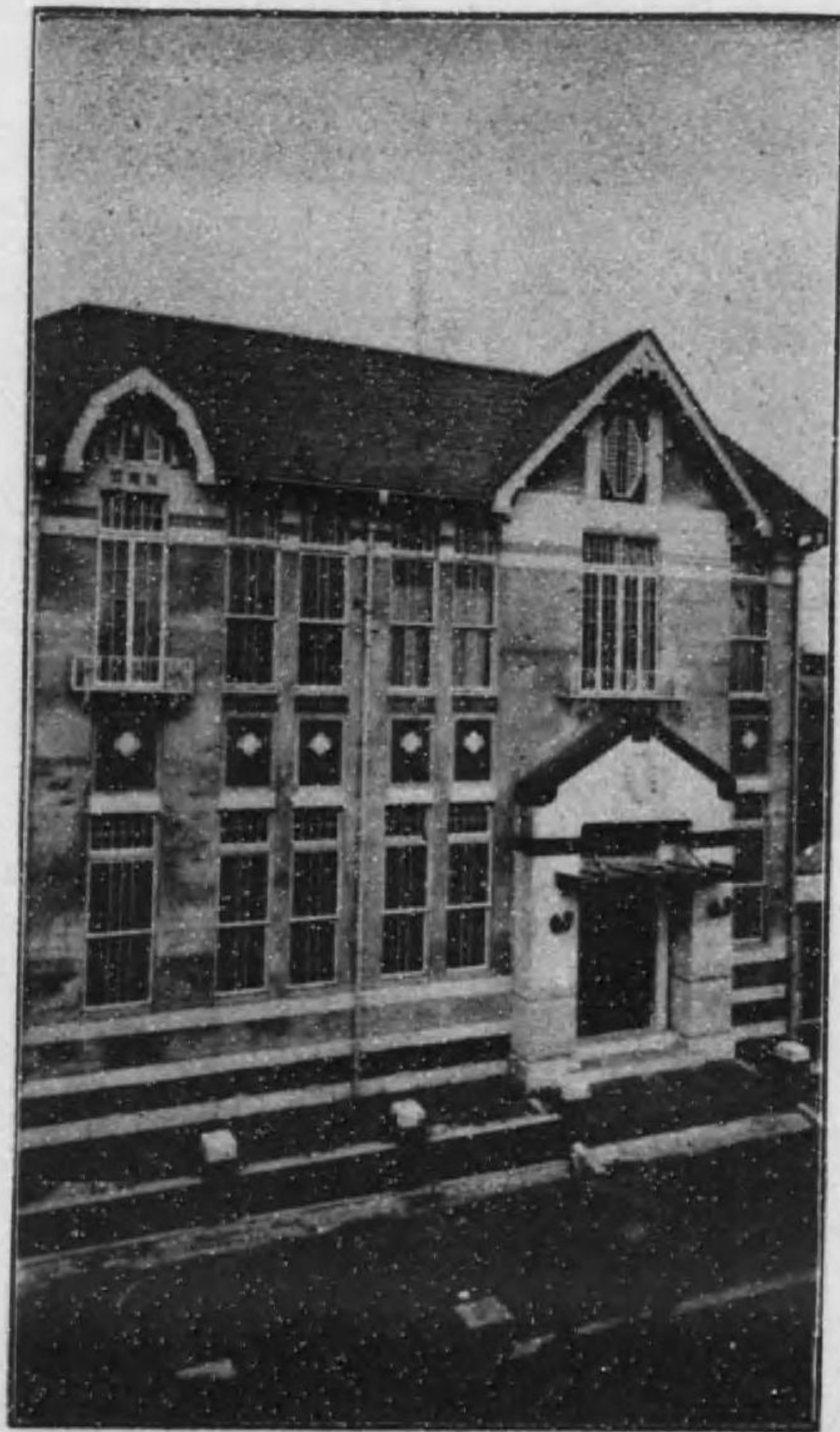
崇仁浴場



新町頭市營住宅



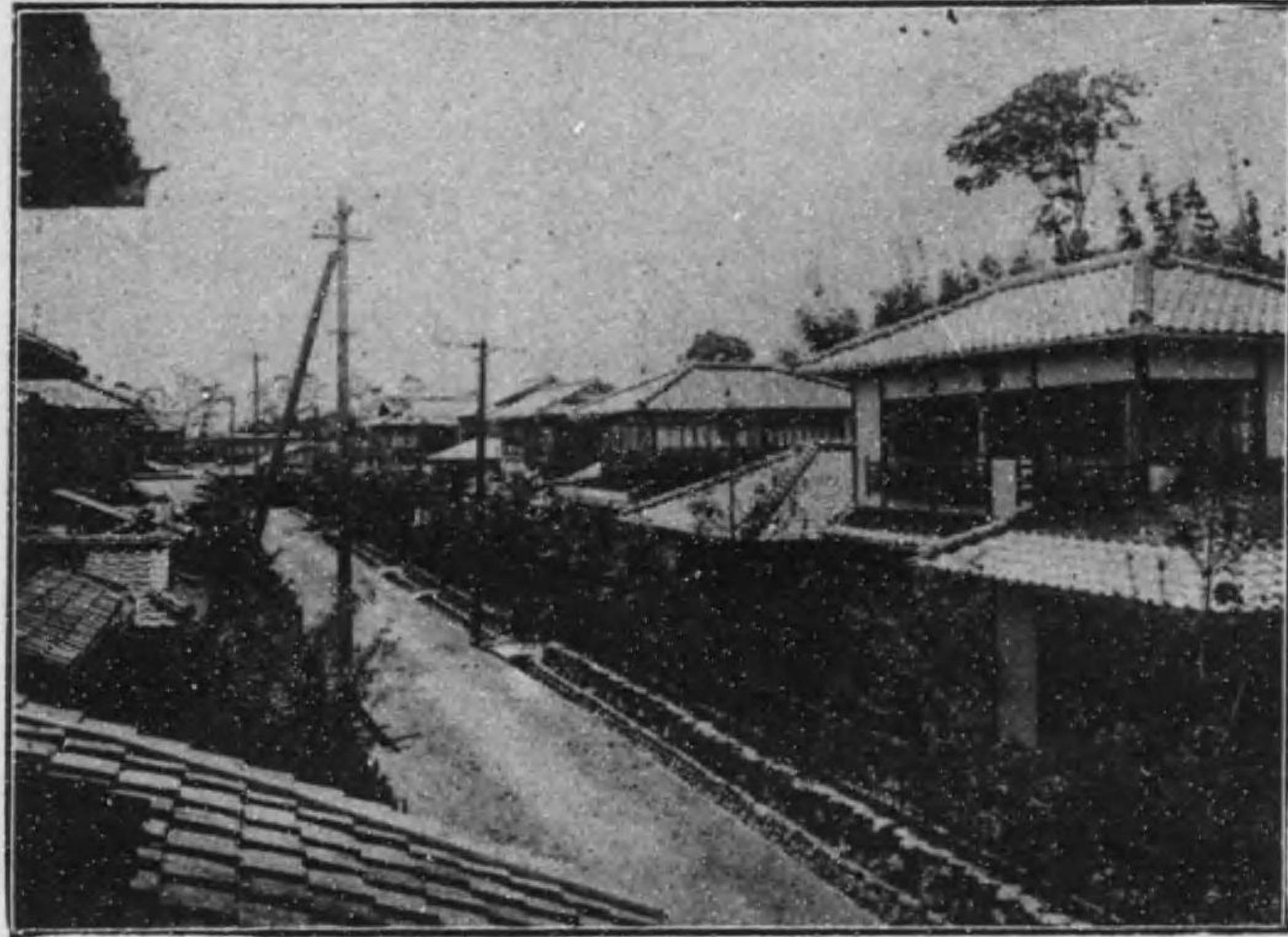
東福寺市營住宅



簡
易
宿
泊
所



部
内
所
泊
宿
易
簡



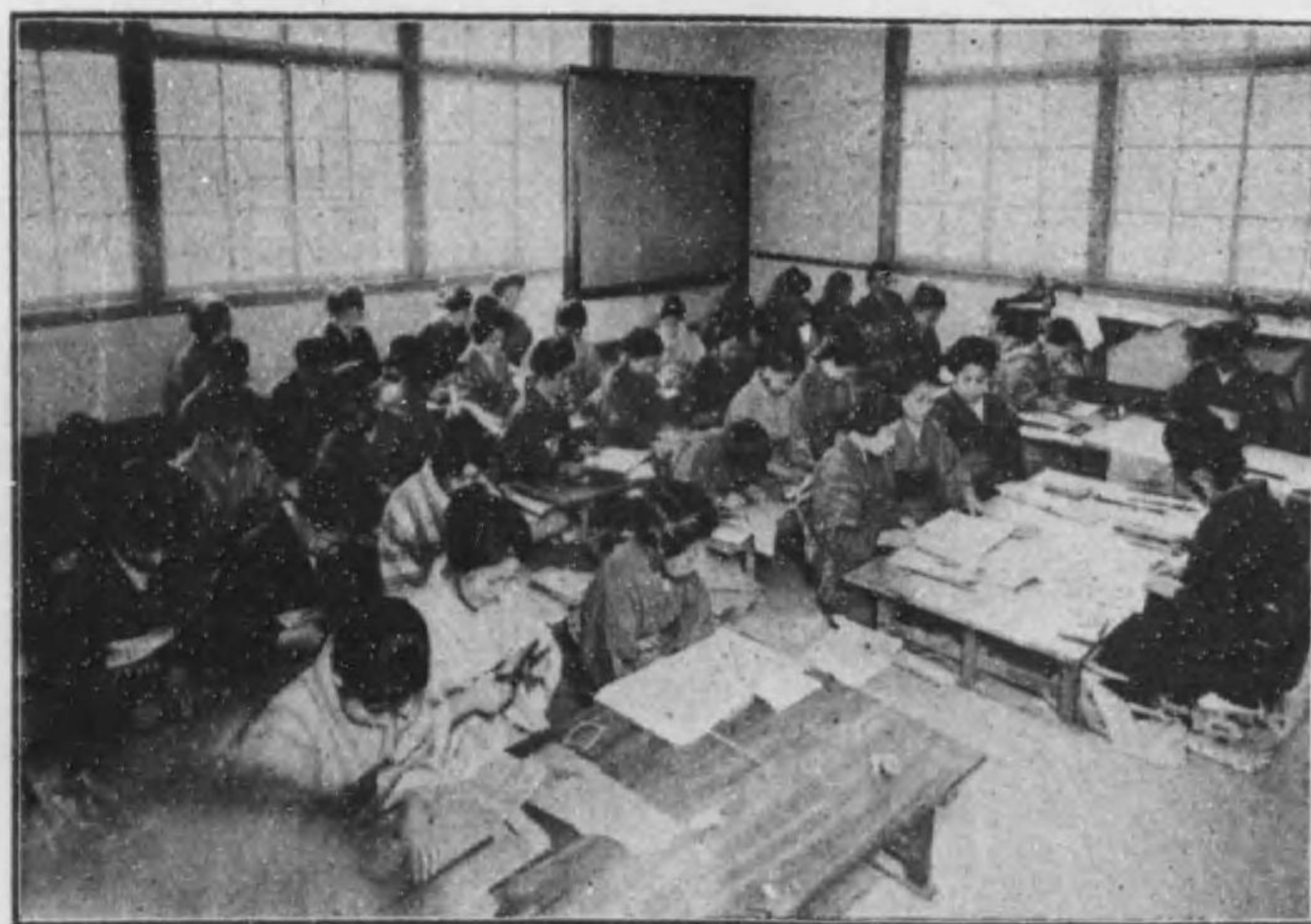
住宅組合建設家屋



七條公設市場



崇仁家事見習所



洋裁編物相談所



副業シメン裁縫講習所

近代における歴史学としてのものである。従って文化は歴史文化と謂はるべきであらう。歴史文化の中心は政治文化である。政治文化とは政治の制度、政治の思想、政治の行動等を指すのである。政治文化の中心は政治の制度である。政治の制度とは政治の体制、政治の組織、政治の機構等を指すのである。政治文化の中心は政治の思想である。政治の思想とは政治の理想、政治の理論、政治の学問等を指すのである。政治文化の中心は政治の行動である。政治の行動とは政治の運動、政治の活動、政治の行為等を指すのである。政治文化の中心は政治の制度である。政治の制度とは政治の体制、政治の組織、政治の機構等を指すのである。政治文化の中心は政治の思想である。政治の思想とは政治の理想、政治の理論、政治の学問等を指すのである。政治文化の中心は政治の行動である。政治の行動とは政治の運動、政治の活動、政治の行為等を指すのである。

一 總 序

人間世界の歴史を通じ、都市は何れの時代、何れの處に於いても、常に文化の中心であつた。しかも、それは近代に於ける程著しいものはない。近代文化は都市文化と謂はるゝまでに、近代の都市は近代の文化の中心であり、淵藪であり、この都市に於ける生活は、實に近代人類欣求の標的であつたのである。かくて都市は近代に於いて異常なる發達を來し、地方人口は著しくも、都市へ集中されたのである。

しかしかかるに於ける加き急激なる都市人口の増加は、これに盛るに産業革命以來、農村と謂はず都市と謂はず、破竹の勢を以つて進展し來つた經濟組織の變轉は、人類の會で經驗しなかつたところのものであり、彼等はこれに對應すべき必要にして充分なる用意を缺いて居つたがために、都市はそれ自體、多種多様な社會苦に悩まされなければならなくなつたのである。即ち都市は文化の優秀なる方面に輝くと共に、またその劣悪なる方面に悩まされるに至つたのである。都市は犯罪、自殺、賣淫、その他あらゆる社會的罪惡の交戦地であり、社會的不平本安の煉獄であり、貧者は憤懣上に抗する。これ都市の文化の淵藪と謂はるゝ他面、またその腐蝕域とさへ謂はるゝ所以である。かくて都市はまた近代社會問題の發生地であり、培養地であるのである。故にこの文化の優秀なる方面を保持し、更に益々これを發展せしむるに同時に、その劣悪有害なる方面を芟除し更にその害惡を未然に防止することは、洵に重要なことであり、かくて都市政策は一般社會政策のうち、最も重要な方面を占むるものである。

いま、この事實をわが京都市に觀るに、永き平安の都も亦時流の進展には抗し得なかつたのである。尤も明治の初車駕東幸と共に、一時衰微の兆を呈し、人口も亦、減少する傾向があつた。しかもその後時勢の進運と共に

漸次昔日の隆昌般賑に歸り、更に大都市的發達の途上を辿り、内には市内人口の増加となり、外には市内面積の擴大となつたのである。即ち人口の如きその増加の趨勢を観るに、年々二萬内外の増加を示めし、その増加率は六大都市の中位を占むる。いま試みに大正三年十二月末の人口五十一萬七千三百三十四人に對し、大正十三年十二月末のそれは、七十一萬三千二百二十九人に比するに、現在はその約一・七倍を示めし、その増加正に驚くべきものがあるのである。しかも本市人口増加の特徴として、神戸市を除く他の四大都市のそれと異り、年に依り或は急増し、或は急減するが如きことなく、増加の率に於いて、尤もかなりの差はあり、所謂略一定の歩合を示めし、年々増加して來てゐるのである。更にこの間三次に亘り、接續町村の編入は行はれ、面積また頗る擴大したのである。即ち明治二十一年六月愛宕郡岡崎村、聖護院村、吉田村、淨土寺村、南禪寺村、鹿ヶ谷村、粟田口村の全部を上京區に、同郡今熊野村、清閑寺村の全部を下京區に編入し、次いで明治三十五年二月、葛野郡大内村字壇小路、西九條の全部を下京區に編入し、更に大正七年四月、愛宕郡田中村、白川村、下鴨村、鞍馬口村、野口村の全部及び上賀茂村、大宮村の一部、葛野郡衣笠村の全部を上京區に、同郡朱雀野村、大内村、七條村の全部、西院村の一部及び紀伊郡柳原町、東九條村の全部、上鳥羽村深草村の一部を下京區に編入したのである。しかも市の中央部は、既にその人口飽和の状態に達してゐるがために、年々増加する人口は、市の四圍に分布され、四圍はまた密集地域を除き、益々發展せんとしてゐるのである。かくて本市は現在廣袤東西二里三十四町四十五間、南北二里十六町三十間、周圍十三里十二町二十間、面積三方里八分八厘七毛となり、町數二千八十三、戸

數十四萬五百、人口七十一萬三千を擁し、これに盛るに、産業の發達、交通機關の整備、教育の普及等あり、正に一大都市となり、更に猶進展の過程にあるのである。しかるに、これ等の大都市的發達は、一面に於いて幾多の暗影を投ぜずには置かなかつたのである。而してここに諸種の社會問題は醸成されたのである。現在、本市内十四萬五百世帯のうち所得税を納付せるものは、僅かに二萬九千七百三十八に過ぎない。他方、貧窮世帯を稱せらるるもの二百六十九あり、更に月收三十圓にも満たず、生計塗炭に苦しむ極貧世帯も亦二百三十一を數ふるのである。而してこれ等貧しき世帯に惱み苦しむものは、その數一千九百八十六人に及び、しかも世帯主の四割八分五厘は、病みて床に臥してゐるのである。よし病まずとも、勞働の意志と能力とを有しつゝ、而も勞働の機會なきがために、全く所得の途なく従つて生計の道なき世帯も亦殆んどその一例に達してゐるのである。尤も全市の失業者は彼等のみに止らず、更に多數に上り、單に二三所の市立職業紹介所に職を求め來るもののみを観るも、一ヶ年二萬を超えること多く、漸次増加の傾向を示めてゐる。一方、不確定なる雇傭關係にあるものも、實に多數に及ぶのである。いま唯工業のみに就きて觀るも本市内には大正十三年勞働統計實地調査の當時に於いて、百二十九の工場あり、ここに働く職工數は一萬八千五百四十七人であつた。しかも、この調査の本旨に依り、調査を除外されたる幾多の小工場、及びそこに働く勞働者の多數を看過してはならない。彼等は常に低廉なる勞銀を獲て、汗と膏とに汚れつゝ、働き疲れ、しかも景氣に怖れ、失業の日に戦いてゐるのである。即ち彼等は不平不満のうちに、日を過ごしてゐるが故に、機に臨み變に應じて爭議を勃發するのである。現に大正十三年の如き比較的少かつたに稱せらるゝ一年に於いてさへ、勞働争

議は十三件に及んでゐるのである。

また家を求めて家なく、或はまた高騰する家賃間代に、悩みつゝある幾多の人々の群がある一方、密集せる細民窟に不衛生なる目を送り、僅かに死線を越ゆる幾多の人々の團があるのである。保健衛生の設備の發達を聞く現在、猶大正十三年の如き一ヶ年三千六百三十二人の傳染病患者あり、人口一萬につき五十二人強の比を示し、八百二十三の死亡者を出して居り、また肺結核死亡者は一千五十人あり、該病に他の呼吸器疾患に依る死亡を合算すれば、實に三千十四人の多數となり、總死亡の二割を占むる。更に花柳病患者の如きも亦多く、單に大正十二年に於ける本市壯丁四千七百五十九人中に觀るも百七十二人を數へ、壯丁千人に就き三十六人強の比を示めてゐる。又乳兒の死亡に到つては、大正十二年に於いて生産數一萬七千三百六十七に對し、死亡數は三千九百五十二に及び、生産百につき二十二強を數へてゐるのである。かくの如き多數の乳兒死亡は、實に大なる都市兒童問題であるが、更に學齡兒童に想を到せば、教育の普及されたる今日猶、大正十三年度の調査に依るに、八百七十三人の不就學兒童あり、不就學に依る弊害も亦頗る大であり、遂には不良性を帯び來り、頽廢階級に入るものも亦多く生ずるのである。既に頽廢階級に入れる少年少女、即ち不良少年少女の如きも近時急激に増加し、大正十四年五月市内各警察署の調査に依れば、約三百人以上に及んでゐる。彼等の分布は、實に都市の頽廢的條件を決定するパロメーターの最も有力なるものさへ謂はれ、彼等の不自然なる生長は、實に恐るべきものであり都市に於ける犯罪に影響するところも、洵に大なるものがあるのである。大正十三年に於ける市内犯罪件數は、七千四百七十七件に上り、その被害金額の如き七十二萬六千二百一十一圓餘の多きに達してゐる。もちろんこれ等は

大部分成年者の犯罪であるが、しかも不良少年少女のそれも決して尠くなく、大正十三年中彼等のうち刑を受けたるもの五十三人あり、起訴猶豫または微罪不起訴となりし者四百四十九人を數へ、單に警察に於いて説諭の上放還されたる者に到つては、頗る多く七百二十一人に及んでゐる。この外成年に未成年を問はず、常に一定の住所なく浮浪せる賭博その他の犯罪常習者の如きも、大正十三年末の調査に依るに、四百六十二人を數へ得るのである。彼等の犯罪の交錯は、實に本市をして不安なる生活地となさしむるものである。

上述の如きは、本市腐蝕相の一部であるが、市民の大部分はこれ等に依る不安の外、猶高騰する生活費の膨脹にも亦痛く悩まされてゐるのである。大正十三年中に於ける百五十人の自殺者のうち、その一割は生活難に依る自殺者であつたのである。

かくの如く本市はその進展の歩みのうちに、幾多の暗影を投じ、そこに幾多の社會問題を生じて來たのであるが、然らば、本市はこれ等に對し如何なる施設をなし、如何なる方法を以つて備へんとして來たであらうか。

近代的意味に於ける社會政策は、もちろん近年の所産であり、いま猶百事草創の形であるが、しかも救濟事業の如きは、かなり古き歴史を有してゐるのである。遠き時代に及ばずとも、明治三十一年十月一日特別市政廢止せられ、始めて完全なる自治體としての京都市の發生するや、直ちに同月三日市達第六十三號を以つて、市役所に於いて賞恤慈惠に關する事項を取扱つてゐるのである。その後明治三十七年四月一日市達第百〇六號を以つて、市役所第一部に新に庶務課を置くに及び、前記の事項は、に移管され、貧窮者の救助に私立慈善團體の補助を行つて來たのであるが、更に大正七年十二月二十八日市告示第五百四十五號を以つて、勸業課に救濟係を

置かるるに及び、またこゝに移管されたのである。當時勸業課救濟係は市場に關する事項、風俗改良に關する事項、慈善その他救濟に關する事項、その他社會政策的施設に關する事項を管掌し、單なる救濟事業より一步を進めたのであるが、既に大正七年八月十三日より、米價調節、窮民救助の目的を以つて、臨時外米販賣所を設け、外米五萬袋の廉賣を開始し、同年九月二十五日には、北野、川端、七條の三ヶ所に公設市場の開場を觀、大正八年六月一日職業紹介所を開所し、同年十二月一日より三條託兒所は開設されたのである。かくて大正九年に入り七月七日市告示第三百三十七號を以つて、社會課は新設され、諸種の社會施設を新設經營する傍、常に社會事業一般の基礎調査に力を竭し、加之隨時各種の講演、講習會、展覽會等を開き社會教化に努力し來り、現在に到つたのであるが、この間社會教育課、市場課の起廢、中央卸賣市場建設事務所の新設あり、現在、本市は職業紹介所二ヶ所、副業ミシン裁縫講習所一ヶ所、託兒所六ヶ所、兒童遊園四ヶ所、兒童水泳場一ヶ所、市營住宅二百六十戸、現業員住宅三十戸、現業員寄宿舍二ヶ所、無料宿泊所、簡易宿泊所各一ヶ所、公設市場六ヶ所、簡易食堂二ヶ所、浴場二ヶ所、トラホーム診療所三ヶ所、肺結核療養所一ヶ所、家事見習所五ヶ所、洋裁編物講習、無料法律相談各一ヶ所を經營してゐる外、中央卸賣市場の建設中であり、大いに都市社會政策の具現完成に努力してゐるのである。

二 事業 一般

（以下は非常に淡く印刷された文字で、内容はほとんど読み取れない。概して事業の概況や財政に関する記述と思われる。）

（以下は、本報記者の取材によるもので、その詳細は本報の特集記事に譲る。）

「大正八年三月、市會の協賛を得て、下京區寺町四條南入大雲院塔頭の一寺を借り、同年六月一日より紹介事務を開始するに到つたのである。然るに大正九年の初春に入り發生した財界の恐慌は、四月中旬に到つて西陣機業を中心とする織維工業を襲ひ、多數の失業者を續出し事態容易ならざる形勢を示めたので、同年五月一日より同年十月二十日に到るまで、上京區上立賣大宮東入西陣小學校内に、職業紹介所西陣臨時出張所を開設し、本所と相俟つて失業者の保護に努め、二ヶ月餘にして、既に失業者一千八百餘名に職業を紹介し得たのである。蓋し本邦に於ける公益職業紹介所にして、産業的恐慌に因る失業者を一時にかくも多數に紹介し得たのは、本市紹介所を以つて嚆矢とするところである。

第二章 職業紹介所

（以下は、本報記者の取材によるもので、その詳細は本報の特集記事に譲る。）

「大正八年三月、市會の協賛を得て、下京區寺町四條南入大雲院塔頭の一寺を借り、同年六月一日より紹介事務を開始するに到つたのである。然るに大正九年の初春に入り發生した財界の恐慌は、四月中旬に到つて西陣機業を中心とする織維工業を襲ひ、多數の失業者を續出し事態容易ならざる形勢を示めたので、同年五月一日より同年十月二十日に到るまで、上京區上立賣大宮東入西陣小學校内に、職業紹介所西陣臨時出張所を開設し、本所と相俟つて失業者の保護に努め、二ヶ月餘にして、既に失業者一千八百餘名に職業を紹介し得たのである。蓋し本邦に於ける公益職業紹介所にして、産業的恐慌に因る失業者を一時にかくも多數に紹介し得たのは、本市紹介所を以つて嚆矢とするところである。

I 職業紹介及び授産

a 職業紹介所

歐洲大戰以來、わが産業界は著しく産業革命的色彩を帯び來り、労働の需給その均衡を失し、多數の失業者、無業者の續出となり、加ふるにこの間不正紹介業者の不當なる利を貪るあり、常に彼等の生活が脅威せられ、窮餘、往々にして不徳や犯罪に導かるゝのみならず、延ては社會の秩序を亂すことも尠くないやうになつた。茲に於いて労働の需給を調節し、失業者を保護し、職業轉換希望者及び無業者の便宜を計り、是等の方面より、社會の保全を期する機關の必要を痛感するに到つたので、本市は職業紹介法の發布に先立ち、京都市職業紹介所の建設を計劃し、大正八年三月市會の協賛を得て、下京區寺町四條南入大雲院塔頭の一寺を借り、同年六月一日より紹介事務を開始するに到つたのである。然るに大正九年の初春に入り發生した財界の恐慌は、四月中旬に到つて西陣機業を中心とする織維工業を襲ひ、多數の失業者を續出し事態容易ならざる形勢を示めたので、同年五月一日より同年十月二十日に到るまで、上京區上立賣大宮東入西陣小學校内に、職業紹介所西陣臨時出張所を開設し、本所と相俟つて失業者の保護に努め、二ヶ月餘にして、既に失業者一千八百餘名に職業を紹介し得たのである。蓋し本邦に於ける公益職業紹介所にして、産業的恐慌に因る失業者を一時にかくも多數に紹介し得たのは、本市紹介所を以つて嚆矢とするところである。

その後、大正十年四月八日、法律第五十五號を以つて職業紹介法は發布せられ、續いて勅令第二百九十二號を

以つて職業紹介法施行令、内務省令第十六號を以つて職業紹介法施行規則の制定あり、公益職業紹介所の宣傳、活動に多大の効果を與へたが、本市紹介所も亦各種の方法を講じて宣傳に努めた結果、求人求職の申込數著しく増加し、到底一ヶ所の紹介所にては、充分なる機能を發揮し難き状態となり、遂に六月一日下京區壬生車庫前通三條南入二豐旅館の一部を借り入れ、壬生職業紹介所を開始し、本市西北部及び三丹地方よりの求職者の便宜を計るこゝとしたのである。

然るに、これ等の職業紹介所は、共に一時的に寺院の伽藍及び旅館の一部を、そのまゝ使用したものであり、執務上不便多く、且つその位置も亦不適當であつたため、先づ大正九年三月市會の決議に基き、第二回低利資金のうち金參萬六千餘圓を以つて、本市の玄關口である京都驛に隣接し、また勞働地帯に接近せる下京區新町通七條南入の地を卜し、簡易食堂及び無料宿泊所を併置せる職業紹介所の新築を企劃し、大正十年十一月工を起し、大正十一年三月二十五日竣工を告げ、四月十六日大雲院より移轉したのである。更に大正十三年三月市會の決議に依り、上京區丸太町通千本東入京都刑務所用地の拂下を受け、低利資金四萬二千圓を以つて、京都市中央職業紹介所の建設を企劃し、大正十三年十月四日工を起し、大正十四年三月二十八日竣工を告げ、同年五月十日聖上銀婚式日を卜して開所し、同時に壬生職業紹介所を閉鎖し、之れに伴ひ京都市職業紹介所を京都市七條職業紹介所と改稱したのである。しかして七條職業紹介所は木造洋館二階建にして、階下は簡易食堂に用ひ、階上を事務室、男子紹介室、女子紹介室、男子控室、女子控室、應接室及び宿泊室四室に分ち、中央職業紹介所もまた木造洋館二階建にして、階下を事務室、應接室、男子控室、女子控室その他とし、階上を會議室、統計室、少年少

女控室、性能検査室に分かつて居り、建築額る廣潤美麗である。

これ等の職業紹介所は、法の規定に違ひ、求職者及び求人者の雙方より申込を受け、これを適當に紹介して需給の圓滑を計るに共に、雇傭關係の改善を期し、更に一般職業紹介の外副業紹介をも行つてゐる。尙各職業紹介所は互に連絡を取り、その事務殊に求人求職の重複を避け、事務の敏活を計つて居つたが、最近これを擴張し、中央職業紹介所に於いて、市内、舞鶴町及び大津市の各公益職業紹介所間の連絡事務を執るこゝになり、かくて着々實績を收め、益々その機能を發揮して來たのである。

副業、ミシン、裁縫講習所

文化の進展は、特に都市生活者に生活費の膨脹を來し、殊に大戰以來の物價騰貴に因つて、中産階級以下の家庭に於いては、單に世帯主の所得のみを以つては、一家の生計を支へ兼ねるものも、益々多くなつて來たので、本市はこれ等の家庭生活保護を目的として、大正八年六月京都市職業紹介所の開設と共に、早くもその附帯事業として、副業の紹介をなして來たのである。しかるに副業は一般に賃銀の低廉と技術の單純とを特徴としてゐるが、それに關する豫備的知識を有するこゝは、能率増進の上より觀るも、また副業奨励の上より觀るも、頗る必要なるこゝである。故に紹介所に於いては、毎年三回乃至五回の副業講習會を開催し、斯道の専門家を招き、副業希望者の便宜を計つてゐたのであるが、一ヶ年數回の講習會にては、到底充分なる効果を擧げ得ないため、大正十年四月より毎週金曜日に、和服裁縫、袋物人形その他の連續講習を催し、更に大正十三年九月一日改めて京

都市簡易宿泊所樓上に於て社會課直營の下に、副業ミシン裁縫講習所を開設したのである。而して毎週一回の講習を三ヶ月間毎日の講習に改め、ミシン機械三十餘臺を据へ付け、囑託講師二名指導の下に、一期四十名を定員として、市内在住の中流以下の家庭婦人に限り授講してゐるのであるが本所は單なるミシン裁縫講習所には非ずして、授産を兼ねたる講習をなす方針のものに經營し、常に講習の傍、市内各方面より加工品の委託を受け、相當の工賃を講習生に與へてゐるのである。かゝる講習所は六大都市中本市を以つて嚆矢とする。しかるに漸次事業の進展に伴ひ、簡易宿泊所の樓上にては狹隘を感ずるに到り、大正十四年一月十日市内岡崎最勝寺町平安徳養會内に移轉し、更に大正十四年五月十五日日本市中央職業紹介所の新築と共に、同所樓上に移轉し、目下同所に於いて授講中であるが、着々好績を收め、既に百五十餘名の終了生を出し、猶これ等の終了生に對しても、委託加工品を分ち、その副業を奨励してゐるのである。

大正十三年 自十一月 京都市職業紹介所職業紹介成績 (職業別)

職 業	求 職 者 数		就 職 者 数	
	男	女	男	女
製 糸	二五	九六	二二	一五
紡 織	八七	一一三	三〇〇	四六五
染 色	一、三四	二九	一、二五	一、六九五
計	一、三六	一、三六	一、七〇	一、七〇

本 業	副 業										
	小 其 探 嗜 食 製 製 肥 機 製 金 電 船 機 裝	計 他 金 品 品 品 紙 料 寸 藥 業 業 斯 輛 具 具	計	計	計	計	計	計	計	計	計
右 左 本	三、四六	二、五八	一、一六	一、二七	一、三三	一、四〇	一、四七	一、五三	一、六〇	一、六七	一、七三
工 會 工	一、二一	一、一〇	一、〇一	一、〇二	一、〇三	一、〇四	一、〇五	一、〇六	一、〇七	一、〇八	一、〇九
計	四、六七	三、六八	二、一七	二、二九	二、三六	二、四四	二、五三	二、六三	二、七三	二、八五	二、九二

人用僱內戶					輸 運 信 通					業 產						
小	其	香	書	乳	僱	小	其	車	運	通	自	電	鐵	船	小	其
計	他	人	生	母	婢	計	他	夫	送	信	動	鐵	道	員	計	他
計	他	小	給	兒	守	計	他	馬	業	從	車	從	從	員	計	他
計	他	使	仕	守	婢	計	他	丁	業	事	從	事	業	員	計	他
六四一	八〇	一〇六	二一八	一	一五五	三三三	〇	三	一四七	四	五三	〇	二	四	六	六
三、五五〇	七	二二	二六	一七	三、三九三	一六	一	一	九	五	一	一	一	一	一	一
四、一六九	八七	一〇一	一四四	二七	三、六四五	三六	一〇	三	一五九	七九	五	二	二	四	六	六
一、〇〇六	二二八	五六〇	三三四	一	四八四	七五	五	七	二九〇	二二	二七	三	七	一〇	一九	八
一、五五二	七	一三	一五	二五	一、二〇三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、八二六	三三三	五六七	三三三	二五	一、六八七	七六	五	七	二九〇	二二	二七	三	七	一〇	一九	八
四〇〇	五八	八六	六五	一	一五四	一〇	一	八	七	三	九	二	三	一	四	四
八二四	三	五	四	二八	七九四	三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一
一、三三	六	九	六	一八	九八八	一〇	二	八	七	五	一	二	三	一	四	四

水	業 林 農					業 商					業 建				
	小	其	林	養	農	小	其	行	飲	商	小	店	小	其	土
製	漁	林	林	養	農	小	其	行	飲	商	小	店	小	其	土
鹽	養	業	業	業	作	計	他	商	食	店	店	店	計	他	方
殖	殖	計	計	計	園	計	他	人	店	雜	員	員	計	他	日
					藝					役					備
一	一	一	一	一	一	三、五二	九	一	一、二三四	一〇六	七六六	四一	五四一	二六	四一
一	一	一	一	一	一	五〇一	一	一	三五五	二	二九	三	三	一〇	一
一	一	一	一	一	一	三、六五三	九	一	一、三三六	一、一四四	九〇五	五五	五五	三六	四一
一	一	一	一	一	一	三、八六九	一七	一	一、三二一	一、四三三	九四六	八三	八三	六四	六七
一	一	一	一	一	一	一九七	一	一	八二	七	一九	四	四	一	一
一	一	一	一	一	一	四、〇六六	一七	一	一、四〇一	一、四四〇	一、〇五五	八四	八四	六四	六七
一	一	一	一	一	一	一、五七六	八	一	六八四	五九八	二四三	四六	四六	四	四八
一	一	一	一	一	一	一九九	一	一	五八	二	八八	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一、七二五	八	一	七四二	五八〇	三三	三三	四六	四	四八

合 計	業 雜											
	無 希 望	小 其 他	娛 樂 場 雇 人	理 髮 人	配 送 人	外 交 集 金 人	藥 局 員	醫 師	看 護 人	事 務 員	教 員	官 公 吏
10,079	1	1,884	182	4	5	245	1,268	4	1	1	273	1
5,109	1	398	26	9	15	8	10	1	101	17	11	1
2,588	1	2,262	208	3	10	246	1,266	1	103	46	14	1
2,527	1	3,444	247	10	21	611	665	7	10	1,001	30	18
2,103	1	310	8	1	2	5	8	1	69	101	15	2
17,370	1	3,454	255	10	24	611	670	7	7	1,001	45	20
5,073	1	709	95	6	9	38	29	1	1	17	1	1
1,366	1	164	1	1	1	1	3	1	39	110	8	1
6,439	1	873	96	6	9	39	30	2	40	257	9	1

大正十三年 自一月至十二月 京都市職業紹介所職業紹介成績 (月別)

月 別	求 職 者 數		就 職 者 數	
	男	女	男	女
一 月	868	135	1,263	133
二 月	819	211	1,041	121
三 月	1,027	534	1,355	1,296
四 月	903	544	1,326	1,426
五 月	825	331	1,354	1,556
六 月	625	33	1,428	1,626
七 月	735	206	1,555	1,633
八 月	951	325	1,417	1,688
九 月	1,017	602	1,436	1,659
十 月	780	471	1,256	1,445
十 一 月	930	459	1,331	1,522
十 二 月	636	305	984	1,106
合 計	10,079	5,109	22,103	27,370

京都市職業紹介所職業紹介歷年別比較表 (曆年度)

年別	求人數	求職者數	紹介件數	就職者數
大正八年	六、四二二	一、五二七	一、九四	不明
大正九年	二一、四七	一〇、五〇〇	八、四六四	三、六一七
大正十年	一〇、六六一	七、三〇〇	五、五四二	一、八六七
大正十一年	九、七〇〇	一〇、四八三	六、九八六	二、七三三
大正十二年	一六、六三三	一六、一六〇	一〇、〇一四	五、九六九
大正十三年	一五、八八八	一七、三七〇	一一、〇七	六、三三九

大正十三年 自一月至十二月 京都市職業紹介所求職者年齡調

性別	未十二歲			以十二歲以上			以十三歲以上			以十四歲以上			以十五歲以上			以十六歲以上			以十八歲以上			以二十歲以上			以廿五歲以上			以三十歲以上			以四十歲以上			以五十歲以上			計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計							
男	七		七	一		一	四		四	三		三	六		六	五		五	一、八〇〇	五、五〇〇	三、五二九	三、三六	八七四	五五九	一五、一六七												
女	三		三	一		一	五		五	一		一	七		七	一		一	三、八〇〇	七、三〇〇	三、五二九	二、二八	一、五七	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇							
計	一〇		一〇	二		二	九		九	四		四	一三		一三	六		六	五、六〇〇	一二、八〇〇	七、〇五八	五、六四四	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇						

大正十三年 自一月至十二月 京都市職業紹介所求職者教育程度調

性別	高等學校等 門學校同等 以上			同上學校等 途退學			中學校高等 女學校卒業			同上學校等 途退學			中等程度學 級卒業			同上學校等 途退學			高等小學校 同等程度學校 卒業			同上學校等 途退學			尋常小學校 卒業同等程度			同上學校等 途退學			多少文字ヲ 解スル者			文字ヲ解セ ザル者			計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計							
男	六		六	一		一	四		四	八		八	七		七	四		四	一、八〇〇	五、五〇〇	三、五二九	三、三六	八七四	五五九	一五、一六七												
女	三		三	一		一	五		五	一		一	七		七	一		一	三、八〇〇	七、三〇〇	三、五二九	二、二八	一、五七	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇						
計	六		六	二		二	九		九	一三		一三	一四		一四	一〇		一〇	五、六〇〇	一二、八〇〇	七、〇五八	五、六四四	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇	二、五八〇					

大正十三年 自一月至十二月 京都市職業紹介所求職者本籍調

本籍	男		女		計	本籍	男		女		計	本籍	男		女		計
	男	女	男	女			男	女	男	女			男	女			
北海道	一〇二		一四		一二六	静岡県	九六		八		一〇四	廣島	三二一		三九		三五〇
東京都	四八二		三〇		五一六	山梨	三九		一		四〇	山口	一七		一六		一九三
京都市	二、四二一		四三八		二、八四九	滋賀	一、五三三		三〇七		一、八四〇	和歌山	二七		一六		三二四
同(郡)	一、五八一		二七五		一、八五四	岐阜	二、四二一		四一		二、八六六	徳島	一九六		一六		二二二
大阪	六九		四八		六七	長野	一、三〇〇		七		一、三〇七	香川	一五三		一六		一七〇
神奈川	一三六		三		一三八	宮城	三五		五		四〇	愛媛	二五		一六		四一
兵庫	七六八		一三〇		八九八	福島	五九		三		六二	高知	一四一		一六		一五七
長崎	二二七		二		二三九	岩手	二四		三		二七	岡	二五二		八		二六〇
計	六、四二二		一、〇六一		七、四八三	計	一、〇六一		一、〇六一		二、〇七二	計	一、〇六一		一、〇六一		二、〇七二

人 用 使 內 戶					輸 運 信 通					業 產						
小	其	番	書	乳	僱	小	其	車	運	通	自	電	鐵	船	小	其
計	他	人	生	母	婢	計	他	夫	送	信	動	鐵	道	員	計	他
		小	給	兒			丁	業	事	員	車	從	從	員		
		使	仕	守					員	員	員	員	員			
五	二	八	二		六	一					一					
三	一	一	三	二	三	二				二						
三	三	九	四	二	八	三				二	一					
三	二	一	六	一	四	八	二	一	二	六	九	一	一			
一		三	三	一	二	五	二			三						
五	一	一	七	二	五	八	四	一	二	六	三	四	一			
七	三	二	八		四	一			五		五					
六		二			六											
一	三	三	八		三	一										

水		業 林 農				業 商					業 建					
製	流	小	其	林	養	農	小	其	行	飲	商	小	店	小	其	土
鹽	撈	計	他	業	蠶	作	計	他	商	食	店	店	員	員	計	他
殖	養				蠶	園			人	店	雜	員	員			日
						藝			役	人	役	員	員			備
		三				一	三		四	二	八	五	三	五	五	七
									五	二	五		二			
		三				一	三		五	二	三	九	八	五	五	七
		三	二				二		八	二	一	八	四	二	四	五
									三	二	六	一	三			
		三	二				二		九	二	一	八	四	二	四	五
		二							二	四	七	九	五	二	一	四
									三		三	一	九			
		二					二		三	四	七	一	五	三	一	四

京都市壬生職業紹介所職業紹介歷年別比較表(曆年度)

月	別	求職者數		就職者數	
		男	女	男	女
一	月	二四	四七	二五	七四
二	月	八四	三五	二六	七一
三	月	一五四	三七	二四	六二
四	月	一七三	四三	二七	六二
五	月	一〇四	二九	九一	一四
六	月	六六	二六	四四	一〇
七	月	一三一	四一	八四	九
八	月	一〇一	三三	一〇三	一五
九	月	一七六	六九	一〇四	二二
十	月	一〇九	六四	六六	一四
十	月	一〇八	五三	七七	八
十一	月	七	六一	四三	三
合	計	一,四〇一	五三六	一,九七三	九六八

大正十三年自十二月至京都市壬生職業紹介所職業紹介成績(月別)

紹介件數	合	無希望	業												
			小計	其他	娛樂場雇人	理髮人	配達人	外交集金人	藥局員	醫師	看護人員	事務人員	教員	官吏	
男	一,四〇一	一	二九〇	九	三	三	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一
女	一,九七三	一	三三	二	六	四	一	一	二	〇	一	一	一	一	一
計	三,三三四	二	六二	一	九	七	二	二	二	一	二	二	二	二	二
男	一,四〇一	一	八四	五	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
女	一,九七三	一	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三,三三四	二	九二	七	二	四	四	二	二	二	二	二	二	二	二

年 別	求 人 數	求 職 者 數	紹 介 件 數	就 職 者 數
大正八年				
大正九年				
大正十年	1,130			
大正十一年	2,101			
大正十二年	3,539			
大正十三年	1,937			

大正十三年 自一月至十二月 京都市壬生職業紹介所求職者教育程度調

性 別	計	男	女	高等學校畢業		中等程度學		高等小學校畢業		尋常小學校畢業		多文字ヲ解スル者	文字ヲ解セザル者	計
				進學	退學	進學	退學	進學	退學	進學	退學			
男	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
女	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	20	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20

大正十三年 自一月至十二月 京都市壬生職業紹介所求職者年齡調

性 別	計	男	女	十二歲以下		十三歲以上		十四歲以上		十五歲以上		十六歲以上		十八歲以上		二十歲以上		廿五歲以上		三十歲以上		四十歲以上		五十歲以上		計
				滿	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上						
男	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

大正十三年 自一月至十二月 京都市壬生職業紹介所求職者本籍調

本 籍	男	女	計	本 籍	男	女	計	本 籍	男	女	計
北海道	26	1	27	廣島	26	3	29	京都(市)	26	2	28
東 京	26	1	27	山口	26	3	29	同(郡)	26	2	28
京 都	26	1	27	和歌山	26	2	28	神奈川	26	1	27
大 阪	26	1	27	山 口	26	2	28	兵 庫	26	1	27
同(郡)	26	1	27	廣 島	26	3	29	長 崎	26	1	27
東 京	26	1	27	山 口	26	2	28	宮 城	26	1	27
京 都	26	1	27	和 歌	26	2	28	香 川	26	1	27
大 阪	26	1	27	山 口	26	2	28	愛 媛	26	1	27
神 奈	26	1	27	山 口	26	2	28	高 知	26	1	27
兵 庫	26	1	27	廣 島	26	3	29	福 岡	26	1	27
長 崎	26	1	27	山 口	26	2	28	岩 手	26	1	27
計	26	1	27	計	26	3	29	計	26	1	27

縫	紐	具	刺	紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊
縫	具	刺	紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊	
紐	刺	紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊		
具	刺	紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊		
刺	紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊			
紙	團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊				
團	組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊					
組	カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊						
カ	人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊							
人	肩	紙	紙	念	化	合	封	疊								
肩	紙	紙	念	化	合	封	疊									
紙	紙	念	化	合	封	疊										
紙	念	化	合	封	疊											
念	化	合	封	疊												
化	合	封	疊													
合	封	疊														
封	疊															
疊																

大正十三年 自十一月至十二月 副業紹介成績 (副業種別)

副業	受購者数		希望者数		紹介者数	
	男	女	男	女	男	女
袋裁袋						
張縫物						
計	1172	1173	3	6	1	3

男	女	計						
		男	女					
愛知	三重	奈良	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉	新潟
6	2	8	6	8	2	9	2	2
2	2	6	1	1	1	1	1	1
7	4	5	8	6	8	2	0	2
岡山	島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森
4	3	7	9	1	3	7	1	1
9	1	8	3	3	7	1	1	1
3	7	5	7	1	2	4	0	2
朝鮮	樺太	臺灣	沖繩	鹿児島	宮崎	熊本	佐賀	大分
3	1	2	4	5	2	2	2	3
1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	2	9	2	5	2	6	2

副業紹介歴年別比較表 (曆年度)

年 別	受 講 者 數	希 望 者 數	紹 介 者 數
大 正 十 一 年	351	871	69
大 正 十 年	460	1,110	63
大 正 九 年	66	1,171	1,171
大 正 八 年	1	1,183	999
計	2,668	4,235	1,312

月 別	受 講 者 數	希 望 者 數	紹 介 者 數
四 月	1	2	7
五 月	1	2	7
六 月	6	6	6
七 月	5	1	1
八 月	5	1	1
九 月	4	1	1
十 月	2	1	1
十 一 月	2	1	1
計	26	26	26

大正十三年 自十一月 至十二月 副業紹介成績 (月 別)

備考 副業紹介成績ハ總テ京都市及壬生職業紹介所併合成績表ナリ

月 別	受 講 者 數		希 望 者 數		紹 介 者 數	
	男	女	男	女	男	女
一 月	1	9	8	23	3	19
二 月	1	16	4	18	1	15
三 月	1	18	3	17	2	8
計	3	43	15	58	6	42

品 種	合 計	造 花	包 飾	本 装	卸 装	男 子	婦 女
端 縫 物	1						
へ 縫 物	1						
カ 帯	1						
紳 帯	1						
本 装	1						
包 飾	1						
造 花	1						
計	7						

大正十二年	六三二	一、八三三
大正十三年	二、七六〇	九七九

大正十三年 自一月至十二月 副業紹介者職業調

性別	職業別										計			
	官公吏	教員	事務員	學生	技藝家	小商	實業	業務員	自業	家職		工勞	勤其他	無職
男	1	3	5	1	101	70	5	1	3	4				117
女	153	55	10	10	3	101	70	5	1	2	2	3	36	774
計	154	58	13	15	3	101	70	5	1	2	2	3	36	891

2 兒童保護

a 託兒所

本市は他の大都市と異り、三條大橋東三町目長光町附近を中心とし、東部は鹿ヶ谷、南部は東七條、西部は西三條、一貫町、北部は鷹野、鞍馬口、田中等細民密集地區を以て圍繞せられてゐる。而してその人口は大正十年末に於いて、既に二萬三千五百四十九人、戸數五千二百六十八戸を數へ、居住狀態、衛生狀態、教育狀態の不良

惡風奇習等これ等細民の密集より生ずる弊害は尠少でないのである。就中かゝる環境に無心に生長しつゝある幼兒を放擲し置く時は、遂に彼等も亦その弊を踏襲するに到るは自明の理である。茲に於いて本市は、彼等をその兩親に代りて善良に保育し、更に彼等を通じてその父兄母姉の教化をなし、該地區の隣保改善を行はむとして、託兒所の開設を計畫するに到つたのである。かくて先づ大正八年十二月一日、下京區三條大橋東三町目南入長光町協同夜學校階下南教室を借り受け、三條託兒所を開設し、満三歳以上學齡未滿の幼兒を收容して、晝間保育を行ひ、次いで大正九年十一月二日、上京區田中西河原町親友夜學校の一部を借り受け、養正託兒所を開設し、翌三日下京區東七條川端町崇仁尋常小學校の一部を借り受け、崇仁託兒所を開設し、更に大正十年五月二十日上京區鷹野東町の一民家を借り受け、樂只託兒所を増設したのである。その後、第二回低利資金を以つて、崇仁託兒所を現在の位置に新築移轉したるを始めとして、大正十三年三月養正託兒所、同年五月、錦林託兒所(鹿ヶ谷方面)及び壬生託兒所(西三條方面)、同年十二月三條託兒所、本年五月樂只託兒所をそれぞれ新築乃至新設するに至つたのである。これ等の託兒所は總べて木造二階建洋館にして、保育室、遊戯室、事務室等の外、脱衣室、炊事室、小使室、保姆宿泊室を有し、その他種々の保育用具を整備してゐるのであるが、いまこれ等託兒所の現在位置、坪數、建設費等を表示すれば左の如くである。

名稱	位置	坪數			保育室數	建設費	新築開所年月日
		敷地	延建	遊園			
三條託兒所	下京區三條大橋東三町目南入	二二・九〇	二二・〇〇	二六・一〇	四	查、五七〇	大正十三年十二月一日

崇仁託兒所	下京區東七條下ノ町	六三・八〇	二〇九・三二	一四・八六	四	三、四六	同 十一年七月一日
養正託兒所	上京區田中馬場町六ノ六	一〇〇・〇〇	一五・〇〇	六〇・〇〇	四	三、九〇〇	同 十三年三月三十一日
樂只託兒所	上京區鷹野北町	二七一・六六	一四三・三三	二〇〇・〇〇	四	三、五五四	同 十四年五月三十一日
錦林託兒所	上京區鹿ヶ谷高岸町	一九三・三〇	二六・八	六八・〇〇	三	三、二六〇	同 十三年五月十六日
壬生託兒所	下京區三條千本西入下合町	一七・六七	二六・三〇	七〇・〇〇	三	二、〇七〇	同 十三年五月十七日
計		一、六六・五三	八八二・三五	四七六・六六	三	二六、五〇〇	

是等託兒所に於いては、満三歳以上學齡未滿の附近の幼児を收容し、保姆を附して毎月一日、十五日、十二月三十一日より翌年一月三日迄の休務日を除き、毎日午前八時より點燈時迄（六月一日より九月末日までは午前七時より點燈時迄）受託保育し、大體に於て幼稚園の保育方法に準じ、遊戯、唱歌、談話、手技等を課し、好季節には遠足をも行つてゐる。晝飯は各自辨當を持參せしめ、一日一回宛午後之間食を與へ、トラホームの治療及びその豫防には、特に留意し、衛生課所屬のトラホーム診療所と協力し毎日點眼を勵行してゐるのである。而してこれ等の費用は、從來全部市の負擔とし、無料を以つて受託保育して來たのであるが、大正十三年十一月一日より託兒所使用料條例の規定するところに依り、一人一ヶ月金壹圓を徵集するこゝになつたのである。しかもこれには事情に依り相當減額若くは全く免除し得る規定が設けてあり、事實その適用を受けてゐるものも相當多數に上つてゐる。

かくて、幼児も漸次從順善良に趣き、彼等の父兄母姉も亦家庭に於ける自己の動作と比較し、益々託兒事業の

有效なるを悟り、兒童を通じ漸を遂ふて、遷善する傾向を示めしてゐるのである。

猶各託兒所に於いては、その附近の有力者を囑託して託兒所相談役とし、入所兒童の選定、使用料の徵集、その他事務の相談に預らしめてゐる外、毎月一回保母長會議を開き、隔月一回母姉會、毎年三回活動寫眞應用通俗講演會等を催し、又必要に應じて相談役會を開くこゝになつてゐる。從來は託兒所の收容力の小であつたため、主として下級勞働者の子女のみを收容してゐたのであるが、各託兒所の新築落慶と共に、左記の如く保母及び收容定員を増加し、本市託兒所本來の目的なる地方改善に數歩を進むべく、家業家計の如何にか、はらず、同地方の子女を能ふ限り多く收容する方針を採つてゐる。

名	稱	收容定員	職			
			保母長	保母	囑託醫	相談役
三條	託兒所	一六〇	一	五	一	一
崇仁	託兒所	二〇〇	一	八	一	一
養正	託兒所	一八〇	一	五	一	一
樂只	託兒所	一一〇	一	四	一	一
錦林	託兒所	〇七	一	三	一	一
壬生	託兒所	〇七	一	三	一	一
計		八〇〇	六	三六	六	六

大正十三年 自十一月 三條託兒所託兒入退調

月別	前月越員		入所人員		退所人員		月末現在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一	四	三	一	一	一	一	四	三
二	四	三	一	一	一	一	四	三
三	四	三	一	一	一	一	四	三
四	四	三	一	一	一	一	四	三
五	四	三	一	一	一	一	四	三
六	四	三	一	一	一	一	四	三
七	四	三	一	一	一	一	四	三
八	四	三	一	一	一	一	四	三
九	四	三	一	一	一	一	四	三
十	四	三	一	一	一	一	四	三
計	四	三	一	一	一	一	四	三

大正十三年 自十一月 崇仁託兒所託兒入退調

月別	前月越員		入所人員		退所人員		月末現在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
一	九	八	一	一	一	一	九	八
二	九	八	一	一	一	一	九	八
三	九	八	一	一	一	一	九	八
四	九	八	一	一	一	一	九	八
五	九	八	一	一	一	一	九	八
六	九	八	一	一	一	一	九	八
七	九	八	一	一	一	一	九	八
八	九	八	一	一	一	一	九	八
九	九	八	一	一	一	一	九	八
十	九	八	一	一	一	一	九	八
計	九	八	一	一	一	一	九	八

大正十三年 自十一月 崇仁託兒所託兒入退調

大正十三年自一月至十二月 養正託兒所託兒入退調

計	月											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十
前月越員	男	豐	豐	豐	八	共	共	共	共	共	共	共
	女	豐	豐	豐	九	八	八	八	八	八	八	八
入所人員	男	九	九	九	九	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六
	女	九	九	九	九	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六
退所人員	男	九	九	九	九	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六
	女	九	九	九	九	一七	一六	一六	一六	一六	一六	一六
月末現在	男	豐	豐	豐	八	共	共	共	共	共	共	共
	女	豐	豐	豐	九	八	八	八	八	八	八	八

大正十三年自一月至十二月 樂只託兒所託兒入退調

計	月											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十
前月越員	男	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	女	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
入所人員	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
退所人員	男	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
月末現在	男	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	女	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

大正十三年 自五月 至十二月 錦林託兒所託兒入退調

月別	前月越員		入所人員		退所人員		月末現在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
五月	1	1	1	1	1	1	1	1
六月	1	1	1	1	1	1	1	1
七月	1	1	1	1	1	1	1	1
八月	1	1	1	1	1	1	1	1
九月	1	1	1	1	1	1	1	1
十月	1	1	1	1	1	1	1	1
十一月	1	1	1	1	1	1	1	1
十二月	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10	10	10

大正十三年 自五月 至十二月 壬生託兒所託兒入退調

月別	前月越員		入所人員		退所人員		月末現在	
	男	女	男	女	男	女	男	女
五月	1	1	1	1	1	1	1	1
六月	1	1	1	1	1	1	1	1
七月	1	1	1	1	1	1	1	1
八月	1	1	1	1	1	1	1	1
九月	1	1	1	1	1	1	1	1
十月	1	1	1	1	1	1	1	1
十一月	1	1	1	1	1	1	1	1
十二月	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	10	10	10	10	10	10	10

大正十三年 自一月 至十二月 三條託兒所託兒出缺席調

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在籍百二對入ル一日平均出席割合	
		男	女	男	女	男	女
一月	3	65	59	125	100	74.8	74.7
二月	3	83	71	154	127	83.5	81.1
三月	3	84	73	157	131	81.5	82.5
計	9	232	203	435	358	81.5	82.5

計	大正十三年 自一月至十二月 崇仁託兒所託兒出缺席調											
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
出席人員	二九四	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
缺席人員	二四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	二七〇	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在籍百二對スル一日平均出席歩合						
		男	女	男	女	男	女					
一月	三	一、四六五	一、六七五	三、一四〇	二、四二七	五二九	六三二	一、一五〇	七二二	七三八	七二七	八二二
二月	二	一、八三三	二、〇七九	三、九一二	一、五六一	四二七	五四六	九六三	三八五	八二五	七九二	八〇三

計	大正十三年 自一月至十二月 養正託兒所託兒出缺席調											
	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
出席人員	二九七	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
缺席人員	二四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	二七三	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在籍百二對スル一日平均出席歩合					
		男	女	男	女	男	女				
一月	二〇	六六六	一、三五七	六七九	一六四	二九九	四六三	二二一	八〇九	六八九	七四六
二月	二	八七〇	一、七〇二	七〇九	一六二	三三二	四八三	二〇一	八四三	七二二	七〇七

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在館者二對スル一日平均出席割合						
		男	女	男	女	男	女					
三月	二	九〇	八五〇	一、七六〇	七〇・四	一六五	三五〇	五二五	二〇・六	八四・七	七〇・八	七三・四
四月	二	一、〇六六	一、八九九	三、六六五	一四・五・五	二八九	三六六	六六五	二六・四	八五・八	八三・五	八四・六
五月	二	一、〇八一	一、六二二	二、九〇三	二九・七	五二九	五八八	一、一〇七	四・三	七三・七	七三・二	七三・〇
六月	二	一、〇六六	一、六三三	二、九八八	二九・五	五三四	五七八	一、一二二	四・五	七二・九	七三・七	七二・九
七月	二	一、〇六三	一、五三二	二、六七五	二〇・九	五七九	六三二	一、二五一	四・二	六八・八	六九・二	六八・一
八月	二	七九五	九三七	一、七三〇	七三・〇	八二五	一、〇七九	一、八九四	七九・〇	四九・三	四六・四	四七・七
九月	二	一、〇四七	一、五〇五	二、五五二	二〇・一	五五三	五九五	一、二四八	四・九	六五・四	七二・七	六九・〇
十月	三	一、〇七七	一、六〇〇	二、五七七	二〇・二	四一八	四七二	八九〇	三八・七	七三・〇	七五・五	七四・三
十一月	二	一、二四六	一、六六四	二、九〇〇	二六・四	三七九	四三八	八二七	三三・六	七六・七	七九・二	七八・二
十二月	二	一、〇四八	一、八三五	三、八八三	二二・五	三四〇	三三三	六六五	二五・六	八〇・〇	八五・〇	八二・七
計	二	一三、六三三	一六、三七八	三〇、〇一一	一〇一・六	四、九一七	六、〇九三	一一、〇一〇	三・四	七四・二	七三・四	七三・五

大正十三年 自五月 至十二月 樂只託兒所託兒出席調

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在館者二對スル一日平均出席割合						
		男	女	男	女	男	女					
一月	三〇	一、二五八	一、四二五	六七三	三三・六	一八二	一六五	三三〇	一七・三	五八・六	七二・六	六四・七
二月	二	一、〇五一	一、五七	九四八	三九・五	一七	二二	三九八	一三・五	六六・五	八二・九	七六・〇

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在館者二對スル一日平均出席割合						
		男	女	男	女	男	女					
三月	二	一、〇五〇	一、五三三	九二二	三八・一	二〇一	一五七	三九九	一五・〇	六三・四	七八・二	七二・八
四月	二	一、〇七三	一、五三一	一、〇〇四	四三・五	一六	一九	三三	八・九	八一・二	八一・二	八二・九
五月	二	一、〇八六	一、四八〇	九六六	三七・一	一四	三三	三八七	一四・八	七四・八	六八・四	七一・五
六月	二	一、〇二七	一、五二五	一、〇二二	四二・七	九八	二〇	二二八	一〇・三	八四・三	七六・三	八〇・二
七月	二	一、〇五一	一、五三一	一、〇八二	四二・六	一五一	一七一	三三	二二・四	七八・五	七五・六	七七・一
八月	二	一、〇四四	一、四三九	八七四	三六・四	一五五	一九五	三三〇	一四・六	七四・〇	六八・八	七一・四
九月	二	一、〇三三	一、四二五	一、〇五八	四二・三	九二	一五〇	二四二	一四・七	八五・三	七七・九	八一・三
十月	二	一、〇二九	一、四二二	一、〇六二	四四・二	八一	一〇五	一八六	七・八	八六・五	八三・八	八二・三
十一月	二	一、〇四二	一、四三〇	一、一〇〇	四四・八	八三	九七	一八〇	七・二	八六・七	八五・六	八六・二
十二月	二	一、〇二七	一、四二二	一、〇五〇	四〇・四	三三	一九	三〇一	二一・六	八一・一	七四・五	七七・七
計	二	一三、五三三	一六、三七八	二二、七九二	四〇・二	一、六三三	一、八三三	三、四五五	一一・八	七六・七	七三・一	七三・一

大正十三年 自五月 至十二月 錦林託兒所託兒出席調

月別	開所日數	出席人員		缺席人員		在館者二對スル一日平均出席割合						
		男	女	男	女	男	女					
五月	三	一、〇四八	一、三三〇	八三三	三三・三	五九	八一	一四〇	一〇・七	八八・四	八二・二	八五・四
六月	二	一、〇七八	一、三〇一	一、三九九	五二・七	二五七	二九九	五五六	二二・三	七三・六	六六・八	七〇・三

月	別	開所 日數	出席人員		缺席人員		在園者對スル一日平均出席割合						
			男	女	男	女	男	女					
七	月	六	七五	七二	一、四八六	五七一	二五九	四九〇	一八九	七四五	七六〇	七五・三	
八	月	六	七七	八二	一、五八一	六四二	一六一	三〇七	二三八	八一九	八四八	八三・四	
九	月	五	六五	七三	一、五三八	六一五	一〇〇	二七	二八七	一五五	八二七	七九・九	
十	月	三	六八〇	七〇五	一、三八五	六〇三	一八一	二五	五六一	一七三	七九・九	七六・六	
十一	月	三	八〇三	九一三	一、七二六	六八六	九七	一一	二〇九	八・四	八九・二	八九・一	
十二	月	三	七三〇	八五四	一、五八四	六二〇	二〇六	二二	四一八	一六一	九〇・一	七九・一	
計			一八七	五、六六	五、七六五	二、三九一	六一〇	一、三八〇	一、五三五	二、九〇三	一、五・二	八二・〇	八〇・〇

大正十三年 自五月 至十二月 壬生託兒所託兒出缺席調

月	別	開所 日數	出席人員		缺席人員		在園者對スル一日平均出席割合					
			男	女	男	女	男	女				
五	月	三	二六五	三九五	六六〇	五五〇	二二	一三	三四	二・九	八八・三	九三・二
六	月	二	五九二	七七四	一、三六六	五四七	七七	七六	一五三	六一	八七・七	九一・二
七	月	二	六五	七五一	一、三八六	五三三	五八	一三三	一九一	七三	九〇・二	八四・九
八	月	二	五九五	六六五	一、二六〇	五二五	六七	一六〇	二二七	九・五	八五・五	七九・二
九	月	二	六六一	七五〇	一、四一一	五六四	三九	一三	一六六	六・二	九四・四	八一・九
十	月	二	五九六	八三三	一、三三八	五七九	三四	六	一〇〇	四・〇	九四・三	九三・六
計			二、五	五、九	一、四一八	五、八	二二	六一	八二	三・三	九六・五	九四・三

月	別	開所 日數	出席人員	缺席人員	在園者對スル一日平均出席割合
十一	月	二	三六	八〇	一、三八六
十二	月	二	五八	一、二七五	五、四・九
計			九四	一、五六一	七・七

託兒所託兒年齡調(大正十四年四月三十日現在)

託兒所別	三歲以上四歲未滿		四歲以上五歲未滿		五歲以上六歲未滿		六歲以上七歲未滿		男	女	計
	男	女	男	女	男	女	男	女			
三條	三	六	九	三	一〇	二	二	一	五	一	四六
養正	二〇	一四	三三	一八	三三	五	三	一	三	一	八二
崇仁	八	一三	二一	四〇	八	五	一〇	二	一〇	一〇	二六
樂只	二	五	七	九	一〇	九	一	一	二	一	三〇
錦林	三	九	一三	一五	七	四	一〇	九	八	一七	三〇
壬生	七	四	一一	七	一〇	三	二	二	一	三	二八
計	五	一〇	一六	一三	一七	一六	一四	一三	九	三	三〇

託兒所託兒保育年齡調(大正十四年四月三十日現在)

託兒所別	一年未滿		一年以上二年未滿		一年以上三年未滿		男 女 計
	男	女	男	女	男	女	
三條	五	五	三	七	元	四	八
養正	五	七	四	四	三	七	一〇
崇仁	六	二	六	九	九	一〇	一〇
樂只	一〇	四	八	〇	六	八	一〇
錦林	元	六	一	一	一	一	元
壬生	元	三	一	一	一	一	元
計	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	三〇

託兒所創立以來入所兒童數調

年 度	樂 只		養 正		錦 林		三 條		壬 生		崇 仁		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正八年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正九年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十年度	七	〇	六	六	—	—	—	—	—	—	—	—	一三
大正十一年度	〇	三	元	五	—	—	—	—	—	—	—	—	一三
大正十二年度	元	三	三	三	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇

大正十三年度	九	二	〇	五	七	二	六	〇	三	八	三	八	五	二	一	三	七	四	七
合 計	五	七	一	三	一	八	一	三	三	〇	四	三	一	三	一	三	一	三	七

託兒所創立以來修了兒童數調

年 度	樂 只		養 正		錦 林		三 條		壬 生		崇 仁		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正八年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正九年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正十年度	九	五	一	四	—	—	—	—	—	—	—	—	一四
大正十一年度	三	二	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	一五
大正十二年度	四	三	六	二	—	—	—	—	—	—	—	—	一五
大正十三年度	三	九	二	三	三	三	二	五	二	四	二	二	一八
合 計	元	三	七	六	五	五	四	一	六	二	二	二	一八

託兒所託兒依託者職業調(大正十四年四月三十日現在)

職業別	樂 只		養 正		錦 林		三 條		壬 生		崇 仁		備 考
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
工業及鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

託兒所託兒ノ母ノ職業調(大正十四年四月三十日現在)

職業別	樂	只	養	正	錦	林	三	條	壬	生	崇	仁	計	備	考
土木建築															
商業															
農林業															
通信運輸															
戸内使用人															
雑業															
合計															

家	事	計
合	一	三
家	一	三
事	一	三
計	一	三

b 兒童遊園

由來、都會地は兒童の自然に親しみ、その天真爛漫なる活動性を發揮するに空地乏しく、勢ひ街路に於いて嬉戲するに到るの結果、多くの危険と弊害を生じ、茲に都市に於ける緑の缺乏は、重大なる社會問題となつて來たのである。本市に於いても、兒童のために適當なる空地に娛樂設備を缺いてゐるがために、兒童の運動を拘束し、往々有害なる娛樂に走らしめ、心身の健全なる發達を阻害し、悪風に感染するの極、不良少年の群に入るものも尠くないのである。本市はこれ等の弊害を除去する一策として、兒童遊園を市内各所に設置することとした。即ち大正十一年度に於て豫算の通過と共に、市内寺院にその境内地の解放を請ひ、試みに四ヶ所の兒童遊園を開設し、砂場、二人乗鞦韆、滑臺、固定圓木、シーソー等の運動器具を備へ付くる外、ベンチ、制札、便所を設け、兒童をして自由に、しかも善き指導のもとに、快活に遊ばせてゐるのであるが、その管理は當該寺院に一任し、兒童の指導は附近の小學校長又は訓導に依頼し、これに關する事務はすべて教育課に於いて處理してゐる。

名 稱	位 置	坪 数	設 立 費	開 設 年 月 日
妙覺寺兒童遊園	上京區新町寺ノ内北入	六〇〇餘	四九・〇〇 ^円	大正十一年十二月下旬
立本寺兒童遊園	上京區七本松仁和寺街道北入	一〇〇餘	五五・八〇	同
頂妙寺兒童遊園	上京區仁王門川端東入	二〇〇餘	六七・〇〇	同
六角堂兒童遊園	下京區六角島丸東入	一〇〇餘	五三・〇〇	大正十二年四月上旬
計		一〇〇〇餘	二二六・〇〇	

c 兒童水泳場

水泳の練習は、單に不時の災變に備ふる實際的の意味より必要であるのみでなく、また一般體育として、全身に均等の運動を與へ、皮膚に非常なる緊張を抵抗力を促し、しかも、他の陸上の遊戯運動と異り、一種の勇氣、膽力の養成といふ最もよき功益を持つてゐるが故に、兒童をして是に親しましむの必要は謂ふ迄もない。しかるに、本市に於いては適當なる水泳場なく、夏季に於ける兒童の水への憧憬は、洵に大なるものあるを認め、茲に本市は工費六萬九千五百餘圓を以つて、大正十二年八月十一日、上京區南禪寺町蹴上に、兒童水泳場を開設したのである。該水泳場は總面積四百六十七坪九合の水槽を有し、これを深度に依り三部に分つてゐる。即ち八十五坪は一尺五寸乃至二尺、二百七十二坪は二尺乃至三尺七寸、また百十坪は四尺六寸乃至五尺の深さとし、幼兒、一般兒童、熟練兒童用或は競泳用等に區分し、毎年六月二十日より九月二十日迄晝間入場を無料許可し、且

つ水泳に就いては斯道に練達せる教師を聘して實地監督指導をなさしめてゐる。

3 醫療及び保健施設

a トラホーム診療所

細民密集地域に於いては、家屋の狹隘、衛生状態の不良に依りトラホーム患者頗る多く、しかも貧困のためにその治療を疎かにするものも尠くなく、實に保健衛生上等閑に附すべからざる問題である。乃ち本市は、大正九年七月一日下京區東七條川端町崇仁尋常小學校内に、東七條トラホーム無料治療所を設置し、翌二日より治療を開始せしところ、診療を受けるもの多數に及び、頗る良好なる成績を収めたため、これを第一トラホーム診療所とし、大正十年六月六日下京區三條大橋東三丁目南入長光町協同夜學校内に第二トラホーム診療所を、同月十九日上京區田中西河原町親友夜學校内に第三トラホーム診療所を開設し、各所に囑託醫一名、看護婦二名及び囑託事務員一名を置き、毎日午後三時乃至四時より日没時まで、無料にてトラホームの治療に努めてゐるのである。猶この外治療の資なき市内一般のトラホーム患者に對しても、トラホーム豫防法の規定に基づき、大正十一年十

二月より無料治療券を發行し、衛生組合及び市醫師會幹旋の下に、市費治療を施してゐる。即ち治療の資なき患者に對しては、衛生組合の調査に基づき衛生幹事又は衛生組長を経て無料治療券を交附し、醫師會員なる最寄りの醫師(選擇は患者の隨意)に托して治療を行ひ、醫師に對しては衛生組長の認印に依り、洗眼、點眼各一回に付金拾

錢、手術料は實費を以つて、本市より支拂つてゐるのである。

大正十三年 自一月 至十二月 トラホーム診療所成績

月別	第一トラホーム診療所		第二トラホーム診療所		第三トラホーム診療所		計
	新患者	延人員	新患者	延人員	新患者	延人員	
一月	三	一、四三七	二	一、二五三	七	三、〇八九	三
二月	五	二、三三七	四	一、八七〇	五	四、四八七	八、五八四
三月	四	二、五九六	五	二、三九〇	三	四、五二九	一、四〇
四月	六	二、二八一	九	二、一三三	五	三、二五四	一、元
五月	五	三、一〇八	六	二、〇七一	八	四、〇〇五	一、四〇
六月	六	三、一六六	五	二、八五二	四	四、〇九九	一、〇三
七月	九	二、五二三	一	二、一六六	三	三、〇五一	五三
八月	一〇	一、〇八八	八	一、一三六	二	二、〇五一	五九
九月	一〇	二、八八五	一五	二、二八九	一	三、四八一	五九
十月	一〇	二、三三三	一六	二、二七二	二	三、五三七	五三
十一月	六	二、七二六	三	一、六九二	七	三、九八一	一〇〇
十二月	三	三、二七二	三	二、一五三	三	四、三六七	八八
計	三七一	二八、八三三	三七二	二、四三三	四四五	四、六〇一	一、二八七
							九七、七六八

大正十三年 自一月 至十二月 一般トラホーム治療成績

月別	患者数	治療延人員
一月	一元	二〇
二月	二	二七
三月	三	三〇
四月	五	三三
五月	六	三六
六月	七	三九
七月	八	四二
八月	九	四五
九月	一〇	四八
十月	一〇	五一
十一月	一〇	五三
十二月	一〇	五五
計	一〇〇	一、二〇九

b 宇多野療養所

結核は癩病、花柳病に比し、その傳播力の強大なるに、その死亡数の高率なるに依り、國民病として恐れられ、既に大正八年三月法律第二十六號を以つて結核豫防法の制定あり、その治療に豫防に努力されてゐるのであるが、本市はこれに先立ち、大正六年十月、内務大臣の命するに依り、市外葛野郡花園村宇多野に一萬八千四百十坪の敷地を得て、肺結核療養所建設の工を起し、大正九年三月十九日竣工開所したのである。該療養所は二棟三百五十一坪の病舎に百箇の病床を有し、所長以下、事務長一、醫員三、書記三、調劑員二、技手一、助手一、看護婦長一、病室主任看護婦二あり、結核豫防法第一條乃至第六條の規定に據り、本市住民にして結核中病毒傳播の危険性最も強大なる肺結核、又は喉頭結核に罹り、しかも療養の途なき患者を、男女別に收容するを以つて目的としてゐる。收容の條件としては被收容者は生活に餘裕なく療養の資力なき者、經濟上には困窮せざるも療養する場所又は方法に困窮せる者、地方長官の豫防上特に必要と認めたる者、他の公共團體より委託した

る者等に定めてあるが、しかも現在に於てはその收容力の小なるため、唯公費患者のみを收容してゐるのである。猶收容定員は普通の希望者十分の六、結核豫防者第七條に依り地方長官の豫防上特に必要と認めたる者十分の三、結核豫防法第十條に依り他の公共團體より委託したる者十分の一に區分してゐる。

宇多野療養所歴年別成績(曆年度)

年 別	入所 申込者 数	收容 者数	年末在 所患者 数	取 扱 患者 数	退 所 者 数		患者一人 平均在 所日数	治 療 人員	經常費
					全 治 癒	治 事 故 死 亡 計			
大正 九年	二六四	二五	一七	二五	一	八	八二	三	四八
大正 十年	三〇一	二九	二四	二〇六	六	三	七	六七	一一
大正 十一年	三三	二一	九	二〇五	六	一〇	一三	七	一〇六
大正 十二年	三〇九	一〇二	九七	二〇六	二	三	一〇	五八	一〇九
大正 十三年	三三三	一五九	一〇一	二二六	四	三	一三	五九	一四四
計	一、五〇一	六三一	四九九	六八八	一八	一三	七〇	三三九	五九
男	一、一五二	四三二	三〇九	四八八	一三	七	五七	二七〇	四七
女	三四九	一九九	一四〇	一九〇	五	六	一三	六九	一〇七
計	一、五〇一	六三一	四九九	六八八	一八	一三	七〇	三三九	五九

大正十三年度新收容患者年齢調

性別	十歳未満	十歳以上	二十歳以上	三十歳以上	四十歳以上	五十歳以上	六十歳以上	計
男	一	五二	七二	一九	一〇	七	一	一五二
女	一	二七	八	二	三	四	一	五〇
計	二	七九	八〇	二一	一三	一一	二	一五二

c 浴 場

終日汗ま埃ごに穢されて疲れたるものが、浴を取り勞を慰するは、無上の快樂であるのみならず、入浴は健康を保持し、その能率を増進するものであり、更に進んで自ら衛生思想を涵養し、生活上を促進するものである。故に不衛生地區に完全なる浴場の存在することは、洵に重要なことである。

從來、田中町には町營の浴場があつたが、大修繕を施さねば使用に堪へざる程度にまで破損して居つた折柄、市設浴場の議を聞いた町民は、擧つて從來のものを廢止し、新浴場建設要望の申出あり、同時に東七條に於いても亦數町民の希望があつたため、一面清潔快適なる浴場を提供し、他面同地方自治改善のため適當なる集會場を財源を給與する目的を以つて、下京區東七條上ノ町四ノ一二に崇仁浴場、上京區田中馬場町六ノ六に養正浴場建設の計畫を樹て、大正十一年簡易保險積立金より低利資金の融通を受け、新築工事に着手し、崇仁浴場は大正十二年八月十日、養正浴場は同二十日落成したのである。

まづ崇仁浴場は敷地面積二百坪、總建坪八十七坪六三、建設費金參萬七千六百參拾貳圓を要し、本館は木骨塗屋造瓦葺平家建にして、その中央左右を男女脱衣場に充て、女入口外側に髮結室、男入口外側に理髮室を設け、

脱衣室より各廊下を傳ひて浴室に通じ、浴室と浴室との間に機關室を設けてゐる。浴室は腰煉瓦木骨造瓦葺平家で建あり、内部の土間及び壁腰廻りは白色タイル張、浴槽は直徑八尺深さ三尺五寸の圓形であり、内側は白色タイルを張り、外側は人造磨出しである。機關室も亦瓦葺平家建であり、内部に新案特許TK式清濾装置の立式ボイラー二個を据え付け、衛生及び經濟上殆んど理想に近いものになつてゐる。

次に養正浴場は敷地面積三百二十二坪、總建坪百一坪三三、建設費金五萬一千三百六十八圓を要し、本館は木造スレート葺二階建にして、階下を浴場、男女脱衣場及び男女理髮室とし、階上は疊敷大廣間となり、南側にベランダを有し、大廣間の左右小室は簡易圖書室となつて居り、大廣間は修養、娛樂、自治のためにする、集會場に充てることになつてゐる。浴室、機關室、浴槽、ボイラー等は崇仁浴場と殆んど同様である。猶貯炭場、排水給水等の設備及び使用人部屋等は兩浴場共に完備してゐる。

然してこれ等兩浴場の經營は浴場設置の目的に依り、市設浴場管理規程に基き、崇仁浴場は崇仁青年團に、養正浴場は同地方町民の組織せる大正會に無償にて貸與し、その經營を委託し、更に利益金處分等に就いては、別に内規を設け、同地方の改善事業財源の一に充てることになつてゐる。猶開浴は毎月一回の休日の外毎日午後二時より午後十二時までとし、入浴料は崇仁浴場は大人貳錢五厘、小人一錢五厘、養正浴場は大人貳錢、小人一錢である。

大正十三年 自十一月 至十二月 崇仁浴場成績

月 別	大 人		小 人		計		一 日 平 均
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	
一 月	一八、五九五	四、四八五	一三、八七七	三、〇八五	三二、四七二	六、五七〇	一、〇八二
二 月	一七、五五〇	四、八二〇	一三、七〇〇	二、九一〇	三一、二六〇	六、二〇〇	一、〇四六
三 月	一八、二六四	四、五六一〇	一三、八八四	三、〇八二	三二、一五八	六、四四一	一、〇三二
四 月	一七、九三〇	四、四八〇	一三、七〇〇	二、九一〇	三一、六三〇	六、三六〇	一、〇三三
五 月	一五、八四〇	三、九六〇	一二、〇〇〇	二、六二〇	二七、八六〇	五、五八〇	〇、九六六
六 月	一四、九四〇	三、七四〇	一一、〇〇〇	二、五〇〇	二五、九四〇	五、二四〇	〇、八六七
七 月	一四、六六〇	三、五五〇	一〇、〇六八	二、五九〇	二四、七五八	五、一八〇	〇、八七一
八 月	一三、九七〇	三、九一〇	一一、五七〇	二、八二〇	二五、五五〇	五、三三〇	〇、八七一
九 月	一三、三六〇	三、二〇〇	一一、四八〇	二、八二〇	二四、八〇〇	五、〇九〇	〇、八七一
十 月	一一、六〇〇	二、九七〇	一一、九九〇	二、九一〇	二三、五五〇	五、三三〇	〇、八七一
十 一 月	一一、三三〇	三、〇二五	一一、二二七	二、八二五	二二、五五二	五、一七二	〇、八七一
十 二 月	一一、二八七	四、五〇〇	一一、〇五四	二、三六八	二二、三三〇	六、八六二	〇、八七一
平 均	一五、一五六	三、七八一	一三、五三七	二、九〇七	三二、〇六三	五、七一九	〇、八七一

大正十三年 自十一月 至十二月 養正浴場成績

月別	大 人		小 人		計		一日平均
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
一 月	三二、二五	六三、七三〇	一六、七五九	一六、七五九	四七、〇〇九	七九、〇三〇	一、七二二
二 月	三〇、二四	六〇、九〇〇	一八、三三八	一八、三三八	四八、六三三	六八、二八〇	一、七三七
三 月	三三、五五	六五、〇六〇	一九、八五六	一九、八五六	五三、三九〇	八四、九二〇	一、七四六
四 月	三三、五八	六三、七三〇	二〇、七三三	二〇、七三三	五三、三一二	八四、七九〇	一、八三二
五 月	三三、六六	六三、三三〇	二一、六七〇	二一、六七〇	五三、三三〇	八四、九八〇	一、七七九
六 月	三〇、二五	六〇、三〇〇	三三、〇七五	三三、〇七五	五三、三二五	八三、〇五〇	一、八〇〇
七 月	三三、五五	六四、七三〇	二七、八二七	二七、八二七	六〇、三〇〇	九三、五五〇	二、〇〇七
八 月	二九、八六	五七、二八〇	三〇、三七七	三〇、三七七	六〇、二四四	九〇、〇五〇	二、〇〇六
九 月	二六、七三	五三、〇六〇	一〇、〇〇八	一〇、〇〇八	五六、七三二	八三、〇七〇	一、九三三
十 月	二六、一三	五三、三〇〇	二九、三三九	二九、三三九	五五、四六九	八二、八九〇	一、八四八
十 一 月	二五、六六	五三、三六〇	二八、〇四六	二九、〇四六	五三、七〇九	八〇、三七〇	一、八六六
十 二 月	二六、二四	五三、〇六〇	三〇、八四〇	三〇、八四〇	五七、〇七〇	八三、〇八〇	一、九六八
平 均	三三、五二	六三、七三〇	二二、七三七	二二、七三七	五三、三三〇	八三、〇六〇	一、八五九

4

住宅供給及び宿泊救護

a 市營住宅

近年、人口都市集中の趨勢は都市に於ける住宅の拂底を來し、加ふるに物價騰貴の現象は家賃の暴騰を誘ひ、市内中産階級以下の生活難を益々甚大ならしめたのである。本市はこれが應急緩和の一策として、市營住宅建設の計劃を樹て、最も低廉にしてしかも清楚なる住宅を市民に提供し、その住居の安定を圖らむとし、内務省より貸與を受けたる第一回低利資金七拾萬圓を以つて、上京區紫野御所田町及び宮西町、上京區田中大久保町、及び上京區北野御前通下立買北入北町の三ヶ所を選定し、新町頭住宅は大正九年四月二十七日、御前通住宅は同年七月六日、田中住宅は同年七月十五日それら、起工し、新町頭住宅は同年十月下旬、田中住宅は十年一月月上旬、御前通住宅は同年一月下旬竣成、孰れもその翌月より貸與するこゝになつたのであるが、申込者頗る多く、ために嚴密なる資格審査の上窮迫の程度に應じて貸與した。その後第二回低利資金拾三萬圓を以つて、本市東南部下京區本町十五丁目東入東福寺境内に四十戸を増設し、大正十一年五月下旬竣工を告げるに至つた。東福寺住宅は市街地建築法に基き設計したるものであり、全部一棟二戸なるのみならず、既設住宅と多少その趣を異にしてゐるかくて本市は四ヶ所二百六十戸の市營住宅を有し夫れ、貸與してゐるのである。その建設敷地坪數、建坪數、棟數、竈數、疊數、間數、家賃、保險金額及び保險料等は左表の如くであるが、それ等住宅の管理に關しては、各住宅地に一名宛の住宅管理人を置き、本廳勤務吏員一名その事務を處理してゐる。

住宅名	敷地坪数	建坪数	建設費	棟数	電数	保險金額	保險料
新町頭住宅	五、六八	一、三〇七	三、五五〇	一	一	一七、九四一	七九、七〇
田中住宅	二、一〇〇	三、八〇二	一、二六七	五	三	四、五六	一六〇、三六
御前通住宅	三、〇一八	九、三二五	二、八七四	二	三	三、八八八	四三、九六
東福寺住宅	二、四三六	四、六一〇	一、〇〇〇	二	四	八、二九〇	三三〇、〇一
計	一、三〇八	三、〇六三	八、七六六	一〇	一〇	三、〇六〇	一、〇八〇、〇三

住宅名	坪数			計	間数		
	甲	乙	丙		甲	乙	丙
新町頭住宅	八	六	六	一三	六	一	三
田中住宅	二	三	一	六	一	一	三
御前通住宅	一	八	七	一六	一	一	三
東福寺住宅	二	六	五	一三	二	一	三
計	一三	二三	一九	五五	一〇	四	一三

住宅種別	階			家賃	疊一枚ニ對スル
	上	下	計		
新町頭住宅	一	一	二	一、〇〇〇	〇、七〇
田中住宅	一	一	二	一、〇〇〇	〇、七〇
御前通住宅	一	一	二	一、〇〇〇	〇、七〇
東福寺住宅	一	一	二	一、〇〇〇	〇、七〇
計	四	四	八	四、〇〇〇	二、八〇

住宅名	種別	家賃	家賃年額	一戸當建設費	建設費對スル家賃年額歩合	建設費千圓ニ對スル家賃年額	戸別税賦課額
甲 住宅	甲	七、〇〇	二一〇、〇〇〇	三、八六六、三八一	〇、五三六	五三、八九六	八〇、七〇
乙 住宅	乙	四、三〇	一三〇、〇〇〇	二、六九八、五三〇	〇、四八九	四八、九一五	五、六七〇
丙 住宅	丙	三、七〇	一〇一、〇〇〇	二、四七、七八七	〇、四一〇	四二、〇三	五、二七〇
東福寺甲住宅	甲	六、〇〇	一七〇、〇〇〇	二、八八〇、三六六	〇、七二九	七二、九〇六	七、四一〇
東福寺乙住宅	乙	三、七〇	一一〇、〇〇〇	二、〇〇三、二四	〇、六五八	六五、八二〇	五、二〇〇
東福寺計		五、三五	二八〇、〇〇〇	二、四四一、五六一	〇、四九一	四七、一三三	四、八〇〇
御前通住宅	乙	八、〇〇	二四〇、〇〇〇	三、六五九、〇〇〇	〇、五九〇	五九、〇六五	一三、七一〇
田中住宅	甲	八、〇〇	二四〇、〇〇〇	三、六五九、〇〇〇	〇、五九〇	五九、〇六五	一三、七一〇
新町頭住宅	甲	一七、五〇	五〇〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	〇、六四四	六四、四三九	一〇、〇九〇

住宅名	種別	家賃	家賃年額	一戸當建設費	建設費對スル家賃年額歩合	建設費千圓ニ對スル家賃年額	戸別税賦課額
甲 住宅	甲	一七、五〇	五〇〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	〇、六四四	六四、四三九	一〇、〇九〇
乙 住宅	乙	一一、〇〇	三〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	〇、四八九	四八、九一五	五、六七〇
丙 住宅	丙	八、五〇	二四〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	〇、四一〇	四二、〇三	五、二七〇
田中住宅	甲	一七、五〇	五〇〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	〇、七二九	七二、九〇六	七、四一〇
乙 住宅	乙	一一、〇〇	三〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	〇、六五八	六五、八二〇	五、二〇〇
御前通住宅	乙	八、〇〇	二四〇、〇〇〇	三、六五九、〇〇〇	〇、四九一	四七、一三三	四、八〇〇
東福寺住宅	甲	一八、〇〇	五〇〇、〇〇〇	七、二八〇、〇〇〇	〇、五九〇	五九、〇六五	一三、七一〇
東福寺住宅	乙	一七、〇〇	四七〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	〇、六四四	六四、四三九	一〇、〇九〇

住宅名	種別	市												
		借主ノ負擔			建設利子			修繕費			保險料			借地料
新町頭住宅	甲	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一七・五〇〇	〇・六〇〇	一八・一七〇	一〇・五三〇	一・五二〇	〇・九八〇	一七・八〇〇	一〇・三三〇	一・〇〇〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇
同	乙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一一・〇〇〇	〇・五九〇	一一・五九〇	一〇・五三〇	一・五二〇	〇・三三〇	一〇・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
同	丙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		八・五〇〇	〇・四四〇	八・九四〇	九・八三〇	一・四三〇	〇・三三〇	一〇・一六〇	一・五二〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
田中住宅	甲	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一七・五〇〇	〇・六〇〇	一八・一〇〇	一〇・五三〇	一・五二〇	〇・三三〇	一〇・一六〇	一・五二〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
同	乙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一一・〇〇〇	〇・五九〇	一一・五九〇	一〇・五三〇	一・五二〇	〇・三三〇	一〇・〇〇〇	一・〇〇〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
御前通住宅	乙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		二・〇〇〇	〇・四四〇	二・四四〇	八・八三〇	一・四三〇	〇・三三〇	一〇・一六〇	一・五二〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
同	丙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		八・五〇〇	〇・四四〇	八・九四〇	九・八三〇	一・四三〇	〇・三三〇	一〇・一六〇	一・五二〇	〇・六六〇	一三・一〇〇	二・〇〇〇	一七・八〇〇	
東福寺住宅	甲	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一八・〇〇〇	一・〇六〇	一九・〇六〇	一四・六三〇	〇・六四〇	一・一〇〇	一八・六一〇	〇・六六〇	一・一〇〇	二・四四〇	一七・二五〇	一七・二五〇	
同	乙	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
		一六・〇〇〇	〇・八四〇	一六・八四〇	一四・〇八〇	〇・四九〇	〇・九〇〇	一七・二五〇	〇・四九〇	〇・九〇〇	一七・二五〇	一七・二五〇		

大正十三年自一月至十二月市營住宅居住者異動表

住宅名	種別	市												
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
新町頭住宅	甲	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	乙	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

住宅名	田中住宅			御前通住宅			東福寺住宅		
	甲	乙	丙	乙	丙	甲	乙	丙	
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
田中住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
御前通住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東福寺住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一

住宅名	官吏		公務員		事務員		教員		神官		醫師		記者		軍人		産婆		看護婦		自營工業		職工		自營商業		店員		其他		無職		計		
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙					
新町頭住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
田中住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
御前通住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
同	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
東福寺住宅	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

b 現業員寄宿舍及び住宅

本市電氣局現業員は、その數千三百餘に及んでゐるが、しかもその四割強は獨身者であり、また地方出身者多く主として私人經營の合宿所及び所屬車庫附近の民家に間借りをしてゐるのである。然るに普通民家はその勤務時間の不規則なるが故に、容易に間貸しに應ぜない傾向があるのみならず、合宿所もその設備極めて不完全非衛生的であり、充分に睡眠するとの能はないものもあるのである。茲に完全なる寄宿舍を建設して、安眠と慰安を與へ、彼等の労働能率を増進せしむるこの急務なるを認め、第一回低利資金十萬圓を以つて、下京西ノ京星池町に壬生現業員寄宿舍を建設することとなり、大正九年九月十七日工事に着手し、同年十二月二十八日竣成したのである。その後二回に亘りて増築すること共に、大正十二年三月三十日下京區東九條東寺道に、更に九條現業員寄宿舍を建設したのである。壬生現業員寄宿舍は木造二階建瓦葺にして、三棟六十九室あり、九條現業員寄宿舍も亦木造二階建瓦葺にして、二棟十七室あり、兩舎共に一室五人の割にて收容し、洗面所、浴室、炊事室、食堂、舍監室、父兄室、應接室、娛樂室、讀書室の外壬生現業員舎には、隔離室をも設置してゐる。而して舎費は一月一人金壹圓とし、食事は一日四十五錢を以つて支給してゐるのである。

猶一世帯を構ふる現業員のためには、大正十二年四月一日壬生現業員寄宿舍に隣接して、壬生現業員住宅八棟三十戸を建設し、その後大正十三年四月一日更に九棟三十六戸を増設し、前者は七圓、後者は六圓の家賃を以つて提供してゐるのである。

名 稱	敷地坪數	建 坪 數	建 設 費	保 險 金 額	保 險 料	建 設 年 月 日
壬生現業員住宅	二、五三・四五 ^坪	六六・六 ^坪	一六、四〇九・七 ^円	九、五八・〇 ^円	三六・五二 ^円	大正一二年四月一日
壬生現業員寄宿舍	九五・〇〇	五八〇・七 ^坪	一七五、七六三・六〇	一七、九九六・六〇	五〇・二八	同九年一月二八日
九條現業員寄宿舍	三三三・七六	一六二・三三	四四、四三〇・〇〇	三、六三〇・〇〇	一七〇・三五	同十二年三月三〇日

c 住宅建築資金貸附

本市の住宅政策はこれを二種に分ち得る。一は前述の如く本市自ら住居施設を経営するものであり、他は住宅組合法の規定に違ひ、自己のために住宅を建設せんことを住宅組合に低利資金を融通するものである。即ち大正十年四月十一日法律第六十六號を以つて、住宅組合法公布せられ、大正十年七月五日勅令第三百三號を以つて、同月十日よりこれが實施せらるゝに至るや、本市は直ちに住宅建設の資金供給のため、低利資金貸附の願書を受理したのである。然るに申込者殺到し、大正十年度の申請數三百九十七組合、低利資金申請額實に千七百二十七萬五千圓の互額に達したのである。しかも、これに對する政府の割當額は僅かに三十五萬圓に過ぎなかつたため、已むなく嚴密なる資格審査の上十二組合に貸付くることに決し、大正十二年一月京都府知事より孰れも設定の認可があつたのである。次いで大正十一年度本市割當資金三十萬圓は、借受申込七十八組合中より嚴選し十二組合に貸附し、大正十二年度分は政府の起債認可の都合に依り、已むなく十三年度分として金三十七萬五千圓借受け、

借受申込百三十三組合中より厳選し十七組合に貸附したのである。かくて現在四十一組合、三百四十二名が、低利資金によりその住宅を構へてゐるのであるが、その組合名、設立年月日、組合存立期間、貸附金額、建築戸数等左の如くである。

住宅組合名	組合員数	組合存立期間	貸附金額	建築戸数	設立年月日
同志住宅組合	10	16年	10,000	10	大正一一年一月一三日
同好住宅組合	17	16	11,000	17	大正一一年九月二五日
堀川住宅組合	14	10	11,000	14	大正一一年一月七日
成邑住宅組合	7	11	11,000	7	大正一一年一月二四日
日電住宅組合	10	10	10,000	10	大正一一年九月二五日
電宅住宅組合	7	10	11,000	7	大正一一年一月一六日
平安住宅組合	7	10	11,000	7	大正一一年九月二五日
京都幸住會住宅組合	10	10	10,000	10	大正一一年二月一日
不動住宅組合	7	10	11,000	7	大正一一年一月二〇日
永樂住宅組合	8	11	11,000	8	大正一一年二月二日
興住宅組合	8	16	14,000	8	大正一一年二月一八日
協同住宅組合	13	16	16,000	13	大正一二年二月二三日

小山住宅組合	8	10	11,000	8	大正一二年六月三〇日
積善住宅組合	9	10	11,000	9	大正一二年七月二五日
大宮住宅組合	8	10	11,000	8	大正一二年七月一四日
壬戌住宅組合	8	16	11,000	8	大正一二年七月二五日
一志住宅組合	9	10	11,000	9	大正一二年七月一四日
和協住宅組合	11	16	11,000	11	大正一二年七月二三日
松蔭住宅組合	7	16	11,000	7	大正一二年八月四日
二共住宅組合	9	17	11,000	9	大正一二年八月九日
洛北住宅組合	9	16	11,000	9	大正一二年七月二三日
洛西住宅組合	7	10	11,000	7	大正一二年七月二日
京都住宅組合	7	10	11,000	7	大正一二年六月一九日
共正住宅組合	7	10	11,000	7	大正一二年六月三〇日
加茂川住宅組合	7	16	11,000	7	大正一三年九月二四日
共存住宅組合	7	16	11,000	7	大正一三年九月二四日
京大住宅組合	9	16	11,000	9	大正一三年九月二四日
甲子住宅組合	8	10	11,000	8	大正一三年九月二四日
洛都住宅組合	7	16	11,000	7	大正一三年九月二四日
洛陽住宅組合	7	16	11,000	7	大正一三年一〇月六日

飛鳥井住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月六日
近衛住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月六日
共立住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月六日
同隣住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月六日
京明住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
辛西住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
又親住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
京都共榮住宅組合	10	六	10,000	10	大正一三年一〇月一四日
敬友住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
共親住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
盟友住宅組合	七	六	11,000	七	大正一三年一〇月一四日
計	311	211	1,011,000	311	

d 簡易宿泊所及び無料宿泊

近時、失業問題を併行して労働市場の擴張起り、延いて労働者の移動漸時盛みなるに従ひ、本市に於いても職業紹介所の機能を充分に發揮せしむるため、簡易宿泊所設置の必要起り、茲に大正十一年十一月市會の協賛を得て第五回低利資金の中五萬圓を用ひ、七條職業紹介所に隣接する地をトし、大正十二年七月起工、翌十三年三月竣

成、四月一日より開所するに至つたのである。而して本館は木造二階建洋館外部モルタル塗八十五坪五五であり一室定員四名の板間寢臺式男子用寢室十二、一室定員三名の疊敷女子用寢室七の外、事務室、應接室、使丁室、物置及び三十二疊敷の娛樂室あり、更に附屬建物として浴室、倉庫、便所、吏員公舎を有してゐる。

宿泊者は職業紹介上必要ある者を本體とし、餘床ある場合に限りその他の者をも宿泊せしめ、宿泊は一泊主義を採り、宿泊料は満十四歳以上一人一泊金貳拾錢、滿十四歳未滿一人一泊金拾錢（但し五歳未滿にして別床を用ひざる場合に限り無料）とし前納せしめ、食事はすべて隣接せる七條簡易食堂を利用せしめてゐる。

尙毎月二回、講師を招き精神修養に關する講話をなし、更に慰安の意味を以つて餘興をも催してゐる。而してこれ等に關する事務は、すべて京都市簡易宿泊所使用條例並に同上使用條例施行細則に基き、主として吏員公舎にある専任書記が執つてゐるが、外に雇一名及び使丁雜仕婦各一名を置き之を補助せしめてゐる。

猶、遠隔の地より職業紹介所へ來たれる求職者にして、その日のうちに就職し得ず、しかも全く所持金なく他に宿泊し能はないもの、ためには、七條職業紹介所に併置せる無料宿泊所に宿泊せしめ、その保護に當つてゐるのである。

大正十三年 自四月 至十二月 簡易宿泊所成績

月	別	宿泊者數	一日平均	宿泊料
	男			
	女			
	計			

性別	大正十三年自一月至十二月 無料宿泊成績												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
男	五	二	一	九	一	二	一	一	一	一	一	一	一三
女	一	一	二	四	一	一	一	一	一	二	一	一	一〇
計	五	三	三	一三	一	二	一	一	二	三	一	一	二三

計	大正十三年自一月至十二月 無料宿泊成績												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
七	五二	二〇〇	六二	二六	一六	九三	一三	一五	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
八	四二	三三	五七	三三	三七	一四	一九	三	一八	一八	一八	一八	一八
九	三二	二〇〇	六八	三三	三六	九三	一〇	一五	一八	一八	一八	一八	一八
十	二〇〇	三三八	五三五	六二八	一六	九三	一〇	一五	一八	一八	一八	一八	一八
計	三、六五二	一、九三九	四、八三四	二、三二一	七九九	一、三四九	二二〇	一、二五〇	一、八六三	一、七三四	一、八六三	一、八六三	一、八六三

計	大正十三年自一月至四月 簡易宿泊所宿泊者職業調												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
四	八二六	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
五	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
六	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
七	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
八	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
九	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
十	一、四四四	一、六四一	一、八〇四	一、八六三	一、七九〇	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二	一、七五二
計	一、四八四	一、八三六	二、一〇	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六

月	別	大正十三年自一月至四月 簡易宿泊所宿泊者職業調											
		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四	工	三三	七	二七	一五六	四八	五三	四八	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇
五	屋內労働	三三	七	二七	一五六	四八	五三	四八	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇
六	屋外労働	三三	七	二七	一五六	四八	五三	四八	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇
計	計	三三	七	二七	一五六	四八	五三	四八	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七〇

5 生活必需品供給

a 公設市場

本市は夙に物價の騰貴、生活標準の向上に伴ひ搔頭し來れる生活問題の緩和策に就き、調査研究を重ねて來たが、大正七年七月以降我國の米價は未曾有に暴騰し、各地に米騒動勃發し、生活の不安は益々濃厚なつたため、これに處する當面の方策として、數回に亙り白米の廉賣を行ふ傍、公設小賣市場を設け新鮮にして優良なる日用生活必需品を、最も低廉に且つ最も簡易に公衆に供給する計劃を樹て、市内便宜の地六ヶ所に市設市場を設置する事となつたのである。乃ち大正七年九月二十五日先づ北野、川端、七條三市場の開場を見、次いで大正八年十一月二十四日新町頭市場を、同年十二月十八日壬生市場を、同月二十五日正面市場を開設し、その後七條市場は第二回低利資金の一部を以つて改築するにこころなり、大正十一年三月竣工したのである。六市場は木造平屋建にして、屋根はマルソイドルフイングを以つてこれを覆ひ、通風、採光、衛生等を充分考慮し建築されてゐる。販賣場はすべて床を漆喰打し、北野、新町頭、壬生の三市場に在つては建物の中央に、七條市場に於いては南北に平行し二通路を設け通路の兩側に賣店を置き、購買者は雨天の節も雨具を要せずして所要の品を購入し得るやうに設備されて居る。又壬生市場は肉類保存の必要上地下冷蔵庫(三坪)を設け、川端、正面の兩市場は敷地の都合上道路の片側に沿ひ開店する設備してゐるのである。

名稱	位 置	坪 數		店舖數	建設費	開設年月日	備 考
		敷地	建坪				
七條市場	下京區新町七條南入東入	二七五	一七五	二	二、五七〇	大正七年九月二日	民有地有價
北野市場	上京區中立賣七本松東入	二七二	九三〇	五	五、四二〇	大正七年九月二日	民有地有價
川端市場	上京區川端丸太町北入	三一	九三七	六	四、〇三三	大正七年九月二日	市有地
新町頭市場	上京區新町寺ノ内北入妙覺寺内	五七五	一八〇	二	一、八八九	大正八年一月二日	官有地有價
壬生市場	下京區千本三條南入車庫前西南	二五三	三三三	三	二、二六	大正八年一月二日	市有地
正面市場	下京區疏水川端正面北入	一〇七	七五	三	三、六〇〇	大正八年一月二日	市有地
計		一、八三三	七六二	一五	一、九七六		

猶これが經營に關しては、市場を三區に分ち監督書記六名、評價人三名、囑託一名をして監督せしめ、本廳書記一名これを統制するのみならず、評價當番書記並に評價人を毎日市内各方面に派遣し、物價調査を行はしめ、以つて賣品に適切なる價格を附せしむる一方、能ふ限り廉賣せんがため、なるべく生産者をして直接販賣せしめ仲介手数料を省くことを期してゐる。即ち蔬菜の如きは市農會又は郡町村農會等に地方特産品の直接販賣を奨勵し、その他の品も生産者、問屋業者の順に選定し、已むを得ざる場合に限り小賣業者に出品せしめて居る。販賣品目は米穀、牛肉、鶏肉、鶏卵、醬油、味噌、砂糖、鹽干魚、乾物、漬物、茶、雜穀、煮豆、薪炭、蔬菜、果實、生魚、酒類、飲料水、麵類、麵麩、菓子、粉類、荒物、足袋、莫大小等であり、市場に於ける販賣はすべて現金

とし掛賣を許さない。購買品は大量販賣の外配達せず、唯白米一斗以上、木炭八貫俵一俵以上に限り無料で配達して居る。

大正十三年 自十一月 至十二月 公設市場販賣高調 (一)

月別	七條市場	北野市場	川端市場	新町市場	壬生市場	正面市場	移動市場	計
一月	三三、九六六	三八、三四四	三六、七二二	三五、七〇八	三三、八二三	二八、一七三	一九、〇六四	二二七、六二九
二月	三六、〇二五	四二、〇一五	四三、〇四〇	三七、七〇七	三九、五七二	二〇、五四八	二二、六四〇	二四三、五三七
三月	三八、八二四	四六、六六九	四三、九六一	四四、八六五	三八、六四九	三三、七八〇	二二、四五〇	二五九、七八八
四月	四〇、四二七	四五、五七四	四〇、五六九	四六、〇一〇	四二、二六五	三三、三九四	一九、六三六	二七七、八七五
五月	四一、一八四	四九、二七七	四四、九三三	五二、二二八	四三、九四五	二五、九六四	二〇、六六七	二七九、九一八
六月	三六、八七〇	四五、九〇九	四二、三三四	四三、八二五	四〇、二五六	三二、二五七	二七、八二二	二四八、一五二
七月	三九、二二八	四四、四六六	三七、七六四	四一、一六九	四二、二四三	二二、二八八	一六、一三七	二三八、三六五
八月	三八、五三四	四八、八四三	四〇、二四三	四四、九三三	四七、六三三	二四、一三三	一六、八六八	二六二、一七九
九月	三五、九〇九	四七、三九九	四〇、二二五	四四、三三二	四九、九三二	二二、六四三	一七、六七〇	二五二、八九〇
十月	四二、七八五	五七、七二四	四八、〇六六	四九、四六五	五〇、二二九	三三、三三三	二二、〇六〇	二七、五三二
十一月	三八、〇四九	五〇、三七七	四三、六六六	四六、三九五	四六、一六四	三三、四四五	二二、四二五	二九九、三七二
十二月	五二、二七八	七〇、九四八	五七、七〇三	六二、九八一	六五、八五七	三三、六四八	二六、五九三	三三八、〇〇八
計	四七、二〇九	五八、五二五	五二、八四七	五五、〇五七	五四、〇八〇	二七、九六五	二四、二九一	三、八八九、二八四

備考 移動市場は大正十四年度より廢止

大正十三年 自十一月 至十二月 公設市場販賣高調 (二)

商品名	販賣高	商品名	販賣高	商品名	販賣高
青物	三三七、六六六	茶	二六、一九九	麵類	一四、八四八
乾物	二二二、三三八	蕎麥	三〇、六〇二	麵類	五、七九九
鶏卵	一〇一、一九三	生魚	三五九、六五四	麵類	一〇、九九一
鹽干魚	一六二、四四〇	川魚	三、二二三	荒物	二四、九〇九
味噌	四四、九〇九	煮魚	三九、一九二	生花	九、六五七
果物	一三三、八〇〇	煮豆	一一、二五三	清涼飲料	六二六
漬物	七二、三三〇	牛肉	一六九、七九九	酒類	三三、六七八
蒲鉾	四三、八八七	白米	六八三、七六二	莫大	二〇、九四六
鶏肉	六三、四九一	炭	一六八	菓子	三〇、九四六
雜穀	八二、八二五	酒	八、八八八	天蓼	二二、五六六
砂糖	一四六、四三八	松茸	二七、七七一	計	三、一八九、二八四
醬油	一九、三三五		三四、一六七		

附 中央卸賣市場建設案の經過

本市に中央卸賣市場建設の要望さるるに到つたのは、公設小賣市場の建設後間もなき頃であつた。即ち大正

十年二月十六日市會の承認を得、金五拾萬圓を政府の低利資金に待ちて建設するこゝこなり、爾來諸般の調査を進め、本市に恰好なる建設をなすためには、四百萬圓を要するものと決したのである。しかるに大正十一年三月二十九日法律第三十二號を以つて中央卸賣市場法、續いて同施行細則、補償に關する勅令、市場地域の告示等は發布され、大正十二年十一月主務省より向三年間に亙り、年百貳拾五萬圓を融通すべき旨の通知があつたので、本市は大正十三年三月十四日參百七拾五萬圓起債の議を市會に於いて決し、大正十三年三月三十一日付を以つて事業並に起債認可の上大正十二年度分として百貳拾五萬圓の交附を受けたのである。かくて建設事務の開始と同時に市場事務を社會課より分離して市場課を置き、大正十四年度よりは更に京都市中央卸賣市場建設事務所を改め、所長並に主事その他を配し、設計々劃、建築工事の諸事務並に組織經營の事務を統一し取扱ふこゝこなり、遅くも大正十五年十月より業務開始の豫定を以つて目下すべて順調に進行中である。

b 簡易食堂

家庭を有しない人々、または家族の疾病或は勞務の都合、その他の事情に依り家庭に於いて食事をなし得ない中流以下の人々のために、低廉にして簡易なる且つ營養に富める食事を供給せんがために、本市は大正十年十二月十日以來、上京區壬生車庫前通三條南入池永氏設立に係る壬生食堂（大正七年三月設立、敷地二十七坪、建坪二十一坪）を試験的に監督してゐたが、その成績見るべきものがあつたので、先づ第二回低利資金を以つて七條職業紹介所を建設するや、その階下を簡易食堂に充て、大正十一年七月七日より開設し、更に大正十四年五月十

九日より、中央職業紹介所に隣接して中央簡易食堂を新築開設したのである。

七條簡易食堂は創設費貳萬五百壹圓九拾七錢を要し、敷地貳百九拾六坪、建坪百〇四坪三合、中央簡易食堂は創設費八千貳百七拾五圓を要し、敷地百二十六坪五合、建坪四十七坪にして、共に食堂、炊事場、事務室、使用人寢室、物置より成り、食堂、炊事場は混泥土床にして食堂は七條に於いては一時に二百人、中央に於いては百人を收容し得るやうになつてゐる。

經營に關しては、斯業に經驗ある者に委託し、電燈、水道料並に雇傭人の給料等は經營者に負擔せしめ、食堂器具その他の設備は無償にて貸與し、一名の課員をして専ら營業一般に亙る監督をなさしめてゐる。營業時間は毎日午前七時より午後七時までであるが時季により適宜伸縮してゐる。而して定食十五錢の外替飯大拾錢、小五錢、汁五錢、肉井貳拾五錢、副食物五錢、漬物五錢、焼物拾五錢、ライスカレー拾五錢、コーヒ五錢、冷麥拾五錢、ソーダ水五錢等と定めてゐるのである。

大正十三年 自一月 至十二月 七條簡易食堂成績

月 別	朝 食		晝 食		夕 食		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
一 月	7,131	1,151.10	11,001	1,066.00	5,928	1,011.00	24,060	3,228.10
二 月	7,131	1,151.10	11,001	1,066.00	5,928	1,011.00	24,060	3,228.10

月	三	四	五	六	七	八	九	十	十	計	一ヶ月平均
在籍数	九,五六二	九,九五一	一〇,七七〇	一〇,二二五	九,〇二二	一一,〇四六	一〇,四九〇	一〇,四三三	一一,三九八	一一,〇八三	一〇,〇〇〇
出席数	一,五五七・二六	一,五九五・四四	一,六九一・三三	一,五五三・七三	一,四二五・六七	一,七三一・五五	一,六五五・八〇	一,六三三・八五	一,七九一・四三	一九,〇六・八一	一,五〇六・五六
出席率	一五・五二四	一五・九〇三	一四・四〇九	一四・三五四	一五・六五三	一五・五九八	一五・九二七	一五・六二五	一五・七九八	一八・〇一三	一五・八四一
在籍数	二,七二一・八五	二,三九三・三四	二,四四八・六九	二,三九七・〇一	二,〇三三・七八	二,五〇七・六六	二,七〇八・四八	二,八三〇・七一	三,五六七・三三	三,〇八七・二八	二,六七三・九四
出席数	七,三三四	七,七七〇	九,三六三	九,二九六	八,五五五	九,九五四	九,八八九	一一,二三四	一二,八九九	一二,〇九八	九,四一八
出席率	一,二六九・八三	一,三四三・〇三	一,五四三・三三	一,五六一・五二	一,四八一・五三	一,六八二・〇〇	一,七〇六・三五	一,七〇〇・六	二,〇六二・八七	一,八七四・二七	一,五六一・一八
在籍数	三,三四〇	三,一六二	三,四四二	三,八六五	二,九三〇	三,五九八	三,二九六	三,九二二	四,六六五	四,二八四	三,五三七
出席数	五,五五八・八四	五,三三一・八一	五,六八三・二四	五,五三二・二四	四,九一九・七八	五,九二二・二二	六,〇〇〇・六三	六,三三三・六三	七,四〇九・六三	六,九六八・三六	五,八三〇・六九

6 雑

a 家事見習所

本市は地方教化改善の目的を以つて、各託児所所在地附近の小學卒業年齢以上の女子に對し、毎日午後七時よ

り十時まで家事裁縫、禮儀作法及び珠算等の講習を開始するこゝに成り、大正十年十月一日養正託児所内に養正家事見習所を、同月二日樂只託児所内に樂只家事見習所を、同年十一月十二日三條託児所内に三條家事見習所を、同月十五日崇仁託児所内に崇仁家事見習所を、更に大正十三年八月一日錦林託児所内に錦林家事見習所を開設したのである。

各家事見習所に於いては、専任講師を置き家事裁縫を中心として鋭意講習に努め、講習生の修業期間は六ヶ月を一期とし、三期即ち一ヶ年を以つて満了を告げ、普通一般の家事裁縫は自由になしうるに足るの技量を修得せしめてゐる。この事業は實施以來各家庭より非常なる好感を以つて迎へられ、託児事業に相俟つて地方改善上頗る良好なる結果を收めてゐる。

大正十三年 自一月 至十二月 家事見習所成績

月	別	三條家事見習所		崇仁家事見習所		養正家事見習所		樂只家事見習所		錦林家事見習所		計	
		在籍数	出席率	在籍数	出席率	在籍数	出席率	在籍数	出席率	在籍数	出席率	在籍数	出席率
一	月	一〇	六四・三	六〇	六二・三	四	七〇・一	三	八・七	—	—	一四	五八・八
二	月	八	六二・五	六〇	六七・六	五〇	六三・七	三	六〇・二	—	—	一四	六三・五
三	月	一七	六五・七	六〇	六二・一	五〇	六六・一	三	五二・一	—	—	一五	六九・七
四	月	二六	六四・七	六〇	六三・三	四〇	四四・〇	二	六〇・六	—	—	一五	六五・三

計	十月	十月	十月	九月	八月	七月	六月	五月
	二	一	月	月	月	月	月	月
三〇七	四七	八	元	七	五	二	二	元
六六・九	九三・七	八二・七	七二・六	七二・二	六〇・六	五三・五	五三・二	六二・一
七〇	六	六	六	六	五	八	八	六
七九・五	七三・三	六九・九	七二・八	六九・六	六四・二	六二・七	八七・一	六五・二
四六四	四九	四	六	六	三	三	三	三
五九・五	六六・五	七二・七	六二・四	六三・〇	五三・〇	四八・九	四七・六	五七・六
三七	二	二	二	二	二	二	二	二
六二・五	六九・四	七二・二	六〇・八	六八・九	七二・六	七二・一	七二・二	七二・七
二六〇	四	四	五	六	五	一	一	一
五七・三	五三・〇	七二・一	五七・〇	五二・七	五二・七	一	一	一
二一八	三七	二〇	二〇	一五	八三	六〇・〇	六九	一四七
六五・九	七〇・九	七三・九	六五・五	六八・八	六七・〇	六〇・〇	六九	六七・九

b 洋裁編物相談所

生活改善の趣旨より、主として一般家庭の主婦に對し簡易なる洋裁編物を修得せしむるため、本市は大正十一年以降六回に互り服装改善に關する講演會、改良子供服、洋裁編物短期講習會を開催して來たが、更に大正十二年四月より上京區中立賣通室町西入市立第一高等小學校の一部に、洋裁編物相談所を開設し、同年九月上京區烏丸通上立賣北入市立染織試驗場内に移轉したのである。

同所に於いては、専任講師一名を置き、毎週火曜、金曜の二日午前中を講習、午後を相談とし、講習は一期三

ヶ月、定員五十名として一齊教授を行ひ、相談は別に期間、定員の規定なく、隨意相談に應じてゐるが毎回四五十人に達してゐる。

c 法律無料相談

社會生活の益々複雑なるに伴ひ、法律上の事件の増加し來るは、當然の事實であるが、中産階級以下の家庭に於いては、法律的解決を要する事件に際會しつゝ、しかも費用その他の事情のため、自己の當然主張し得べき權利を放棄し、且つ適當なる義務を負担してゐるものも尠くないのである。

本市はこれが對策として、曩に有志辯護士の事業であつた法律無料鑑定を引受け、關係辯護士九名を本市囑託とし、大正九年四月より七條職業紹介所に於いて、毎週日曜日午前九時より正午まで、三名の當番辯護士及び一名の吏員出席し事務を開始して來たのであるが、大正十四年五月中央職業紹介所の新築さるるに及び、此處に移轉し引續き事務を取扱つてゐる。

大正十三年 自一月 至十二月 法律相談成績 (一)

月	別	民						事				計	
		親族	相續	戸籍	住宅	雇傭	貸借	其他	小計	商事	刑事		行政
一	月	三	〇	一	五	二	三	五	二	四	四	二	一三九

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

調査の目的は、本市の教育事業の進捗状況を把握し、その改善を図ることにあり、調査の結果は、本市の教育行政に参考とするとともに、市民の理解を得ることに努むる。

調査の対象は、本市の公立小学校、公立中学校、公立高等学校、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立高等学校中退学児童等である。

調査の方法は、調査員が各校を巡回して、校長、教頭、教員、生徒、保護者等と面談し、資料を閲覧し、観察を行うこととする。

調査の期間は、昭和三十一年四月一日から五月三十一日までとする。

調査の組織は、調査員を調査員長、調査員、調査員補助員とする。

調査の経費は、本市の教育事業費から支出する。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

調査事項

調査の目的は、本市の教育事業の進捗状況を把握し、その改善を図ることにあり、調査の結果は、本市の教育行政に参考とするとともに、市民の理解を得ることに努むる。

調査の対象は、本市の公立小学校、公立中学校、公立高等学校、私立小学校、私立中学校、私立高等学校、私立高等学校中退学児童等である。

調査の方法は、調査員が各校を巡回して、校長、教頭、教員、生徒、保護者等と面談し、資料を閲覧し、観察を行うこととする。

調査の期間は、昭和三十一年四月一日から五月三十一日までとする。

調査の組織は、調査員を調査員長、調査員、調査員補助員とする。

調査の経費は、本市の教育事業費から支出する。

三 調査一般

1. 調査の目的
2. 調査の対象
3. 調査の方法
4. 調査の期間
5. 調査の組織
6. 調査の経費

1 調査事項

近來、社會政策乃至社會事業の發達は、その對象たるものに関する精確なる知識を有せずして、これをなさんごする程、勞力及び經費を濫用し、しかも効顯の少きを痛感せしむるに至り、茲に種々なる都市測量又は社會調査は盛んに行はるゝに至つたのである。

本市は大正八年社會課創設以來、調査係を置き鋭意この方面の努力を續け來り、内諸種事業の計劃經營に便じ外一般斯界に貢獻して來たのであるが、いま大正十三年四月以來當課に於て調査したる事項は左の如くである。

- 1 市内土木建築業従事員數に関する調査
- 2 市内不良少女に関する調査
- 3 雷氣局現業員生活調査
- 4 衛生課常備人夫生活調査
- 5 市内木賃宿に関する調査
- 6 託兒所兒童委託者の職業調査
- 7 市營住宅居住者生活調査
- 8 市内犯罪件數、同被害金高、賭博その他罪犯常習者數、自殺者數に関する調査
- 9 市内遊廓、興行物、質屋に関する調査

10 市内年末状況調査

2 社會課叢書その他

本市は、社會課に於いて調査研究したる結果の一部その他社會事業に関する名士の講演等を、社會課叢書として隨時發表して來のであるが、既に左記の二十二部に及んでゐる。

- 1 乳幼児死亡率調査
- 2 京都市に於ける特種兒童調
- 3 林間學校の話
- 4 牛乳の話
- 5 蔬菜と果實
- 6 米
- 7 魚
- 8 卵と肉
- 9 洗濯の仕方
- 10 家事のため
- 11 住居と家賃

調査事項

- 12 兒童遊水泳場
- 13 京都の湯屋
- 14 歐州の中央市場
- 15 市場の沿革
- 16 食品の見わけ方
- 17 活動寫眞の觀覽から起る疲勞の調査
- 18 味噌の話
- 19 醬油の話
- 20 京都市で消費する食料品の荷受と分配
- 21 京都市中央市場建設案の經過
- 22 京の蔬菜

猶右の外、最近生活改善叢書第一巻として、『衣服の話』を發表したのであるが、續いて『住居の話』、『食物の話』その他生活改善に関するパンフレットを刊行し、更に少年職業指導叢書を刊行する豫定である。その他社會課月報は毎月一回刊行され、本課所管社會事業の成績統計を發表してゐる。

第1章 総則

第1条 この条例は、本市の行政事務の効率化を図るため、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第2条 この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

第3条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第4条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第5条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第6条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第7条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第8条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第9条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第10条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第11条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第12条 この条例は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

四 規程一般

第13条 この規程は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第14条 この規程は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

第15条 この規程は、本市の行政事務の執行に必要とする事項を定めることとする。

1 社會課處務規程

- 一 救濟ニ關スル事項
- 一 生活改善ニ關スル事項
- 一 職業紹介所ニ關スル事項
- 一 託兒所ニ關スル事項
- 一 浴場ニ關スル事項
- 一 簡易食堂ニ關スル事項
- 一 簡易宿泊所ニ關スル事項
- 一 市營住宅及住宅組合ニ關スル事項
- 一 其他、他課ニ屬セサル社會事業ノ經營並ニ救護ニ關スル事項

2 京都市職業紹介所規程(大正十一年三月二十二日)

- 第一條 勞務ノ需要供給ヲ調節スル爲職業紹介所ヲ設ク
- 第二條 職業紹介所ニ附帶事業トシテ副業講習所無料宿泊所及法律相談所ヲ附設ス
- 第三條 職業紹介所及其附帶事業ノ取扱ニ付テハ料金を徴セス

第四條 職業ノ紹介ヲ受ケムトスル者ハ所定ノ時間内ニ職業紹介所ニ於テ本人自ラ其申込ヲ爲シ求職ノ登録ヲ受ケヘシ

第五條 求職登録者ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ラスシテ就職シ若クハ求職申込條件ヲ變更シタルトキハ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條 求職者ハ別ニ定ムル求職者心得ヲ遵守スヘシ之ニ違背シタルトキハ紹介ヲ拒絶シ既ニ登録ヲ受ケタル者ハ之ヲ取消ス

第七條 職業紹介所ハ求職者ノ行爲ニ付保證ノ責ニ任セス

第八條 求人者ハ其住所、氏名、職業、電話番号、雇人ノ目的、男女ノ別、希望年齢、給料、勤務時間、保證人ノ要否、通勤住込ノ別、其他必要ナル事項ヲ具シ書面、口頭又ハ電話其他便宜ノ方法ニ依リ需要ノ申込ヲ爲スヘシ

第九條 求人者職業紹介所ノ紹介ニ依ラスシテ使用人ヲ雇入レ若クハ需要申込ノ條件ヲ變更シタルトキハ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第十條 求人者ニ對シ求職者ヲ紹介スル場合ハ紹介狀其他必要ナル書類ヲ携帯セシムヘシ

第十一條 求人又ハ求職ニ關スル登録ノ有効期間ハ三十日トス

第十二條 雇傭契約ノ條件ハ相互ノ協定ニ委ネ職業紹介所ハ其責ニ任セス

第十三條 無料宿泊ヲ爲サムトスル者ハ之ヲ當該係員ニ申出テ其指示ヲ受ケヘシ

第十四條 無料宿泊ハ左ノ要件ヲ具フル者ニ限り之ヲ許ス
一 求職者ニシテ他ニ宿泊スヘキ場所又ハ費用ヲ有セサル者
二 傳染病又ハ他人ノ嫌疑スヘキ疾患ヲ有セサル者
三 精神病者、泥酔者ニアラサル者又ハ同宿者ニ對シ危害ヲ及本シ若クハ迷惑トナルヘキ行爲ヲ爲ス惧ナキ者

附 則
一 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 本規程ノ施行ニ關スル事項ハ附則ニ依リ之ヲ施行ス

三 本規程ノ施行ニ關スル事項ハ附則ニ依リ之ヲ施行ス

3 京都市職業紹介所處務規程(大正十一年三月二十二日) 京都市告示第九五號

第一條 職業紹介所ハ社會課ノ管理ニ屬ス

第二條 職業紹介所ニ所長一人事務員若干人ヲ置ク

第三條 所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス所長故障アルトキハ上席者其職務ヲ代理ス

第四條 職業紹介所ニ男子部女子部及少年部ノ三部ヲ置ク

第五條 職業紹介所ノ執務時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス

但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトヲ得ルハシメ

第六條 職業紹介所ノ職員ハ業務上知得シタル他人ノ秘密ヲ職務外ニ於テ漏洩スルコトヲ得ス

第七條 所長ハ市長ノ承認ヲ得テ處務ニ關スル細則ヲ定ムルコトヲ得

4 京都市簡易宿泊所使用條例(大正十三年三月五日 京都市告示第八七號)

第一條 京都市簡易宿泊所ニ職業紹介並ニ其他ノ必要ニ依リ宿泊ヲ許可シタル者ニ對シテハ一人一泊ニ付金參拾錢以内ニ於テ市長ノ定ムル宿泊料ヲ徵收ス

第二條 宿泊料ハ前納トシ既納ノ料金ハ之ヲ還付セス、但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ其全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ宿泊ヲ許可セス

一 同宿者ニ傳染ノ虞アル疾患アル者

二 泥酔者又ハ凶器劇毒藥其他ノ危險物ヲ携帯スル者

三 其他市長ニ於テ宿泊セシムル必要ナシト認ムル者

第四條 宿泊人當該係員ノ指揮ニ從ハス又ハ宿泊人心得テ遵守セサルトキハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 宿泊人建物又ハ備付物品ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ市長ノ認定ニ依リ其損害ヲ賠償スヘシ

附 則

第六條 本條例施行ニ必要ナル事項及施行期日ハ別ニ市長之ヲ定ム

5 京都市簡易宿泊所使用條例施行細則(大正十三年四月一日京都市告示第三四二號 大正十四年六月十七日一部改正同第三七一號)

第一條 京都市簡易宿泊所ハ職業紹介上必要アル者ヲ宿泊セシメ尙餘床アルトキハ他ノ者ヲ宿泊セシム但シ女子及十四歳未満ノ者ハ相當ノ保護者ト同宿シ又ハ特別ノ事情アル場合ニ限ル

第二條 宿泊セムトスル者ハ原籍、住所、職業、氏名、年齢及事故發生シタルトキ通知スヘキ者ノ住所、氏名、其他必要ナル事項ヲ申告シ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 宿泊人ニ對シテハ左ノ宿泊料ヲ徵收ス

一 滿十四歳以上ノ者ハ一人一泊ニ付金貳拾錢

一 十四歳未満ノ者ハ一人一泊ニ付金拾錢但シ五歳未満ニシテ別床ヲ使用セサル者ハ此限ニアラス

前項ノ宿泊料ハ宿泊ノ許可ト同時ニ納付セシム

第四條 宿泊申込受附時間、宿泊人退去時間及門限時間左ノ如シ

一 宿泊申込受附時間

(自午後四時 至午後九時)

一 宿泊人退去時間

自四月(自午前五時 自十月(自午前六時 至九月(自午前八時 至翌年三月(自午前九時

一 門限時間

自四月(午後十時 自十月(午後九時 至翌年三月(午後九時

第五條 本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ宿泊人ノ携帶品ヲ検査シ又ハ醫師ヲシテ檢診セシムルコトヲ

第六條 本所ハ宿泊人ノ請求ニヨリ宿泊中其携帶品ヲ保管スルコトナルヘシ
保管中ノ物品ニシテ盜難又ハ水火災其他不可抗力ニ因リ滅失毀損スルモ其賠償ノ責ニ任セス

附 則

第七條 本細則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

6 京都市設住宅貸與規程

大正九年十一月二十六日京都市告示第四四一號
大正十年六月三十日 一部改正同第三〇〇號
大正十二年一月二十四日 一部改正同第八號

第一條 住宅ハ市住民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ且ツ同居家族ヲ有スル者ニ之ヲ貸與ス

第二條 住宅ハ一世帯ニ就キ二戸以上貸與スルコトヲ得ス

但シ特別ノ事情アリト認ムルモノハ此限りニアラス

第三條 住宅ハ市長ノ承認ヲ得ルニアラサレハ家族及使用者以外ノ者ヲ同居セシムルコトヲ得ス

第四條 住宅ノ賃貸料ハ一戸ニ付一箇月八圓以上參拾五圓以下ニ於テ市長之ヲ定ム

但シ居住一箇月ニ滿タサルトキハ其月ノ現日數ニ依リ日割計算トス

第五條 住宅ヲ借受ケムトスル者ハ申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受ケヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ契約證書ヲ提出スヘシ

第五條ノ二 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ相當保證金ノ納付ヲ命メルコトヲ得ルヘシ

前項ノ保證金ハ退去ノ際之ヲ返還ス但シ未納賃貸料アルトキ又ハ第十一條ノ賠償金ヲ完納セザルト

キハ保證金中ヨリ之ヲ控除ス

第六條 借主ハ毎月廿七日迄ニ其翌月分ノ賃借料ヲ支拂フヘシ

但シ借入初月ニ限り即時拂トス

第七條 借主ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非ラサレハ住宅ノ原形ヲ變更スルコトヲ得ス

第八條 居住者ハ共同生活ノ秩序ヲ紊ル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 火災豫防其他取締上必要ト認ムルトキハ居住者ノ立會ヲ得テ隨時屋内ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ居住者ハ其立會若クハ検査ヲ拒ム事ヲ得ス

第十條 居住者本規程ニ違背シタルトキハ催告ヲ用ヒシテ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

第十一條 借主退去セントスルトキハ五日前ニ申告シ建物其他附屬物ノ検査ヲ受ケヘシ

前項ノ場合ニ於テ毀損又ハ滅失シタルモノアルトキハ退去前ニ其賠償ヲ爲スヘシ

第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

7 借宅證書

京都市 區 町所在市設住宅
木造瓦葺住宅 第二 號
附屬具別紙明細書ノ通り
右貴市御造營ニ係ル住宅拙者住居ノ爲メ御貸與相成正ニ借用仕候事確實也然ル上ハ市設住宅貸與規程遵守致ス
ヘキハ勿論左記事項屹度履行仕候

- 一 賃貸料ハ一ヶ月金 圓ト定メ毎月二十七日迄ニ翌月分ヲ前納可致事
- 一 賃貸料支拂方延滞ノ場合ハ保證人ニ於テ之ヲ引受代納可致事
- 一 右住宅御入用ノ節ハ勿論退去ヲ命セラレタルトキハ直ニ明渡可申事
- 一 住宅ヲ轉貸又ハ其一部ヲ貸與致サ、ル事
- 一 他人ノ迷惑トナリ又ハ住宅ヲ毀損若クハ汚染セシメサル事
- 一 住宅ノ原形ハ毫モ之ヲ變セサル事萬一御市ニ於テ原形ヲ變シタリト認メラレタル際ハ直ニ之ヲ原形ニ復シ又ハ其費用ヲ賠償可致事
- 一 其他借主ノ契約不履行ヨリ生スル一切ノ事項ハ保證人ニ於テ引受毫モ迷惑相掛申間敷候事

一 疊、建具ノ修繕ハ可致事

一 疊、建具ノ新調ニ當リテハ貴命ニ依リ其費用ノ二分ノ一ヲ負擔可致事

(備考) 新調トハ疊ハ床並ニ表建具ハ骨組並ニ表張ヲ含ム

一 住宅取締ニ關スル御命令ハ堅ク遵守可致事

一 住宅ヨリ生スル屎尿ハ借主ニ於テ處置可致事

右之條項履行ノ證トシテ左ニ保證人ト共ニ署名捺印候也

大正 年 月 日

京都市 區 番地

借宅人

京都市 區 番地

保證人

京都市長 殿

8 住宅資金貸付規程

第一條 本市ハ政府ヨリ融通ヲ受ケタル金額ノ範圍内ニ於テ住宅ノ建設又ハ取得ノ爲ニ要スル資金ヲ貸付ス
第二條 資金ハ市住民ニシテ市内ニ於テ信用アリ且事業遂行ノ見込確實ト認ムル者ノ組織スル住宅組合ニ之

ヲ貸付ス

- 第三條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ申込書ニ左ノ調書ヲ添ヘ市長ニ提出スヘシ
- 一 事業計畫書
 - 二 資金ノ費途明細書
 - 三 計畫地域全體ニ涉ル地均工事、通路及空地ノ配置、給水及排水設備等ニ關スル圖面
 - 四 住宅ノ配置及間取ヲ示シタル圖面
 - 五 定款
 - 六 出資金其他收入金ノ取扱銀行若ハ郵便局名並預入方法
 - 七 財産目錄及貸借對照表
 - 八 住宅組合法施行細則第七條ニ依ル知事ノ認可書
 - 九 資金ノ償還方法及其財源明細書
 - 十 組合員ニ關スル調書
- 市長ハ前項各號ノ外必要ト認ムル書類及圖面ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第四條 債主ニ於テ前條記載ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第五條 資金ハ住宅ノ出來形ニ應シテ之ヲ貸付ス
- 第六條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ハ資金ニ對スル擔保トシテ之ヲ提供セシム仍テ市長ニ於テ必

要アリト認ムルトキハ相當ナル擔保ヲ提供セシムルコトアルヘシ

第七條 資金ノ利子ハ年率四分八厘トシ毎年二月及八月ニ各其前六箇月分ヲ納付スヘシ但貸付ノトキハ其翌日ヨリ償還ノトキハ其當日迄日割計算トス

第八條 資金ハ貸付ノ翌年度ヨリ以後十九箇年以内ニ於テ市長ノ認ムル償還年次表ニ依リ毎年二月及八月ニ之ヲ償還スヘシ

元利金ノ納付ヲ遲滞シタルトキハ納付期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ納付セシム

第九條 住宅ハ之ヲ火災保險ニ付スヘシ保險契約ハ市長ノ承認シタル二個以上ノ會社ニ對シ同時ニ之ヲ爲スヲ要ス

第十條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ住宅ノ改築、修繕又ハ給水、排水設備ノ變更若ハ改修ヲ爲サシムルコトアルヘシ但シ之ニ要スル費用ハ借主ノ負擔トス

第十一條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ元利金ノ償還ヲ終ル迄之ヲ取壊チ又ハ他ニ讓渡シ若ハ擔保ト爲スコトヲ得ス

第十二條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ニ關ズル收入及支出ハ之ヲ他ノ事業ニ關スル收支計算ト分別スヘシ

第十三條 市長ハ必要アリト認ムルトキハ吏員ヲシテ前條收支計算ニ關スル帳簿、證憑書類及事業ノ検査ヲ爲

サシメ又ハ報告書ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十四條

本規程ニ違背シタルトキ又ハ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ資金ノ貸附ヲ中止シ若ハ繰上ケ償還ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十五條

本資金貸付ニ關スル取扱手續ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

9 簡易食堂管理規程(大正十一年五月十七日 京都市告示第一八五號)

第一條 簡易食堂ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ之ヲ經營セシム經營者ニ對シテハ無償ヲ以テ食堂及其他ノ設備ヲ貸付ス

第二條 前條ノ期間ハ三ケ年以内トス但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ短縮シ又ハ更改スルコトヲ得

第三條 經營者ハ飲食物ノ種類、品質及價格ニ付キ市長ノ定ムル所ニ依リ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第四條 經營者ハ貸付物件ノ減失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ責ニ任スヘシ但シ市長ニ於テ經營者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ルモノト認ムル場合ハ此限ニ在ラス
損害賠償ノ方法及其程度ハ市長ノ認定ニ依ル

第五條 經營者ニシテ不適當ノ行爲アリト認ムルトキハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

第六條 經營者ハ事業ニ關スル帳簿ヲ備付シ市長ノ檢閲ヲ受クヘシ

第七條 經營者ハ市長ニ於テ相當ト認ムル保證金ヲ納付シ且ツ二人以上ノ保證人ヲ立ツヘシ

前項ノ保證金又ハ保證人ハ第四條ノ損害賠償及契約解除ニ因テ生スル損害賠償ヲ擔保ス保證金カ損害ヲ償フニ足ラサルトキハ之ヲ追徴ス

第五條ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於ケル保證金ハ全部市ノ所得トス

保證人ハ經營者カ其事業ヲ休止又ハ中止シタル場合ニ於テ他ノ經營者カ確定スルニ至ル迄事業ノ經營ヲ連續スルノ責ヲ負フ

10 京都市託兒所規程(大正十年四月六日 京都市告示第八七號)

第一條 託兒所ハ幼兒保護者及其家族ノ勞働能率ヲ増進セシメ且幼兒ノ保育並家庭ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 託兒所ハ年齢六年未滿の幼時ヲ收容ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此限ニアラス

一 傳染性疾患ヲ有スル者但シ輕症者ヲ除ク

二 身體虛弱ニシテ保有ニ堪ヘサル者

三 幼兒保護者若クハ其家族ノ勞働ニ妨ケナキ者

第三條 託兒所ノ執務時間休務日左ノ如シ

執務時間

自四月一日 自午前八時 至午後點燈時
 至五月末日
 自六月一日 自午前七時 至午後點燈時
 至九月末日
 自十月一日 自午前八時 至午後點燈時
 至三月末日

休務日

自十二月三十一日至翌年一月三日
 毎月一日及十五日

第四條 幼兒ヲ依託セムトスル者ハ申込書(第一號書式)ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ得タルトキハ直ニ保證人連署ヲ以テ保證書(第二號書式)ヲ提出スヘシ

第五條 幼兒保護者ハ自己又ハ保證人若クハ託兒ニ異動ヲ生シタル場合ハ其旨直ニ届出ツヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ依託ヲ拒絕スルコトアルヘシ

- 一 託兒ニシテ他ノ幼兒ニ危害ヲ加ヘ又ハ惡感化ヲ及シ矯正ノ見込ナシト認ムルトキ
- 二 幼兒保護者又ハ其家族ニシテ業務ヲ怠リ又ハ浪費ノ習癖アリト認ムルトキ

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號書式)

申 込 書

本 籍

現 住 所

兒童氏名

右者今回何々託兒所へ御依託致度就テハ御規程等堅ク可相守ハ勿論本人一身上ニ就テモ毫モ御迷惑相懸ケ申間
 數候間御承認相成度此段申込候也

大正 年 月 日

右保護者

京都市長

殿

(第二號書式)

保 證 書

本 籍

現 住 所

兒童氏名

右今般畫間保育ノ儀御承諾相成候ニ就テハ左ノ項目遵守致シ若シ依託者ニ於テ違背シ御迷惑ヲ及ホシ候場合ハ

保證人連帶ニテ引受可申仍テ連署ノ上保證書差出候也

一 依託者カ稼業ニ勉勵セス又ハ收得賃金ヲ浪費スルモノト御認メ相成保育御謝絶ノ場合ハ異議無ク引取可申候事

一 傷病ニ罹リタルモノハ異議ナク引取可申候事

一 貴所ノ御都合ニヨリ保育御謝絶ノ場合ハ其理由ノ如何ニ拘ラズ異議ナク引取可申候事

一 依託者カ萬一依託兒ヲ遺棄候場合ハ保證人ニ於テ直ニ引受可申候事

以上

大正 年 月 日

依託者

住所

保證人

京都市長

殿

11 京都市託兒所使用條例(大正十三年十一月一日 京都市告示第四六八號)

第一條 京都市託兒所ニ幼兒ヲ依託セムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

前ニ依リ市長ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ幼兒一人一箇月ニ付金壹圓以内ノ使用料ヲ徴收ス但

シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第二條 使用料ハ毎月五日迄ニ其月分ヲ納付セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ其月末日迄猶豫スルコトアルヘシ

第三條 幼兒ノ缺席全月ニ及フトキハ其月分ノ使用料ハ之ヲ徴收セス

第四條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長別ニ之ヲ定ム

附 則

第五條 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

12 京都市託兒所使用條例施行細則(大正十三年十一月一日 京都市告示第四七〇號)

第一條 京都市託兒所使用條例ニ依ル使用料ハ幼兒一人ニ付月額金一圓トス但シ一世帯ノ收入月額一人平均

十圓以上十五圓未満ノモノニ對シテハ月額二十五錢ヲ下ラサル範圍ニ於テ之ヲ減額スルモノトス

使用料ハ一世帯ノ收入月額一人平均十圓未満ナルトキハ之ヲ免除スルモノトス

第二條 使用料ハ一世帯現ニ二人以上ノ幼兒ヲ依託セル場合ニ於テハ其一人ヲ除キ他ノ幼兒ニ付之ヲ免除スルコトアルヘシ

第三條 前二條ノ規定ニ依ル使用料ノ減額若ハ免除ノ事由ト爲スヘキ標準ニ付テハ市長之ヲ認定ス

前項ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケムトスルトキハ幼兒依託者ニ於テ其事由ヲ具シ市長ニ願出ツヘシ但シ
依託者ニ於テ相談役ニ委任ノ上願出ツルコトヲ得

第四條 既納ノ使用料金ハ之ヲ還付セス但シ特別ノ事情アリト認ムルモノニ對シテハ此限ニ在ラス

附 則

本細則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

13 市設浴場管理規程(大正十一年七月九日
京都市告示第三一三號)

第一條 京都市立浴場ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ之ヲ經營セシム

浴場並ニ一切ノ附屬設備ハ經營者ニ無償ニテ之ヲ貸付ス

第二條 入浴料ハ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

七歳以上ノ者 金參錢以内

一人一回ニ付 七歳未満ノ者 金貳錢以内

前項ノ入浴料ハ經營者ノ所得トス

第三條 經營者ハ貸付物件ノ滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ責ニ任スヘシ但シ市長ニ於テ經營者ノ責ニ歸スヘ

カラサル事由ニ因ルモノト認ムルトキハ此限ニ在ラス

第四條 經營者ハ市長ニ於テ相當ト認ムル保證金ヲ納付スヘシ但シ保證金カ損害ヲ賠償スルニ足ラサルトキ
ハ之ヲ追徴ス

第五條 經營者其事業ヲ廢止セントスルトキハ其旨市長ニ申出テ後繼者確定スル迄其事業ヲ繼續スルコトヲ

要ス

第六條 本規則施行ニ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

14 京都市慈惠基金ニ關スル規程(明治三十年四月二十八日市公告第二七號
大正六年三月二十日 市告示第一〇三號)

第一條 京都市慈惠基金ヨリ生スル收入ハ之ヲ本市内ニ於ケル慈惠救濟事業ノ費途ニ充ツ

但シ支出ヲ要セサル金額ハ元資ニ編入スルモノトス

第二條 前條ノ支出方法ハ市會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正六年四月一日ヨリ施行ス

15 京都市社會的施設事業資金積立金ニ關スル規定(大正十年四月二十五日
市告示第一三五號)

- 第一條 京都市社會的施設事業資金ニ充ツル爲積立金ヲ爲スモノトス
第二條 前條積立金ヨリ生スル收入ハ之ヲ元資ニ編入スルモノトス

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

16 京都市運輸現業員寄宿舎規程(大正十年四月一日
市告示第九七號)

- 第一條 本規程ニ於テ現業員ト稱スルハ監督、車掌、運轉手、信號人及雜役夫ヲ謂フ
第二條 寄宿舎ハ現業員ニシテ單獨ノ生活ヲ營ム者ヲ寄宿セシムルモノトス
第三條 現業員入舎セムトスルトキハ運輸課長ノ承認ヲ受クヘシ退舎セムトスルトキモ亦同シ
第四條 寄宿者ハ市長ノ定ムル所ニ依リ舎費及寢具料ヲ支拂フヘシ
第五條 寄宿者ハ連帶ニテ建物及其附屬物保管ノ責ニ任スルモノトス
第六條 寄宿者ハ共同生活ノ秩序ヲ紊ル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
第七條 寄宿者本規程ニ違背シタルトキハ退舎セシムルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 豫算及び低利資金

1 大正十四年度社會事業經常豫算

款		科		項		目		額	
一	社會事業諸費	一	雜費	一	給費	一	給費	1,210,000	
二	職業紹介所費	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三	正公費	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四	三事需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
五	三託兒所費	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
六	國體是食費	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
七	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
八	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
九	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十一	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十二	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十三	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十四	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十五	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十六	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十七	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十八	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
十九	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十一	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十二	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十三	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十四	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十五	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十六	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十七	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十八	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
二十九	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十一	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十二	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十三	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十四	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十五	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十六	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十七	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十八	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
三十九	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十一	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十二	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十三	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十四	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十五	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十六	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十七	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十八	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
四十九	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	
五十	三修需用	一	給費	一	給費	一	給費	1,000,000	

九 肺 結 核 療 養 費					八 トラホーム 豫防救治費					七 市 營 住 宅 維 持 費					
五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	四	三	二	一	五	
雜	修	需	雜	給	雜	修	治	需	雜	雜	修	需	給	雜	
繕 用					繕 療 用					繕 用					
費 費 費 給 料					費 費 費 給					費 費 費 給					
3,260,000	8,430,000	4,730,000	2,480,000	2,680,000	100,000	20,000	2,750,000	1,130,000	8,730,000	3,280,000	50,000	3,000,000	1,110,000	3,800,000	1,510,000

六 簡 易 宿 泊 所 費					五 公 設 浴 場 費					四 簡 易 食 堂 費				
四	三	二	一	四	三	二	一	五	四	三	二	一	四	
修	需	雜	給	雜	修	需	給	雜	修	需	給	雜	給	
繕 用					繕 用					繕 用				
費 費 給 料					費 費 費 給 料					費 費 費 給 料				
50,000	1,100,000	1,010,000	1,850,000	1,850,000	100,000	30,000	80,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000	3,260,000

合 計	大 正 十 三 年 度	同 大 正 十 二 年 度	同 大 正 十 一 年 度	同 大 正 十 年 度	同 大 正 九 年 度	同 大 正 八 年 度	同 大 正 七 年 度	同 大 正 六 年 度	同 大 正 五 年 度	同 大 正 四 年 度	同 大 正 三 年 度	同 大 正 二 年 度	同 大 正 一 年 度
中央卸賣市場	住宅組合	住宅組合	簡易宿泊所	託兒所	浴場	住宅組合	託兒所	職業紹介所	簡易食堂	現業員住宅	市營住宅	中央市場	現業員宿舍
1,000,000.000	1,000,000.000	3,700,000.000	500,000.000	2,000,000.000	3,500,000.000	4,000,000.000	5,700,000.000	6,100,000.000	3,000,000.000	1,700,000.000	1,100,000.000	500,000.000	1,000,000.000
同	同	大藏省預金部	同	簡易生命保險局	同	同	同	簡易生命保險局	同	同	同	同	大藏省預金部

大 正 八 年 度	借 入 年 度	市 營 住 宅	種 別	金 額	借 入 先
1,992,100.000			一 給		
3,696,000.000			二 雜		
7,533,000.000			三 需		
4,970,000.000			四 修		
500,000.000			五 雜		
1,110,000.000			一 雜		
550,000.000			二 需		
406,000.000			三 修		
100,000.000			四 雜		
10,000.000			計		
1,164,000.000					
1,990,000.000					
200,000,000.000					大藏省預金部
2	低 利 資 金				

第一編	第一章	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言
第二編	第二章	總論	第二節	總論	第二節	總論	第二節	總論
第三編	第三章	分論	第三節	分論	第三節	分論	第三節	分論
第四編	第四章	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄

附錄

第一編	第一章	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言
第二編	第二章	總論	第二節	總論	第二節	總論	第二節	總論
第三編	第三章	分論	第三節	分論	第三節	分論	第三節	分論
第四編	第四章	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄

第一編	第一章	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言	第一節	緒言
第二編	第二章	總論	第二節	總論	第二節	總論	第二節	總論
第三編	第三章	分論	第三節	分論	第三節	分論	第三節	分論
第四編	第四章	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄	第四節	附錄

市内社會事業一覽

1 職業紹介及び授産

名 稱	位 置	組 織	設 立 者	代 表 者	創 立 年 月 日	備 考
慈愛手藝女學校	下京區古門前東山線東(電中二三七〇)	社團法人	京都善婦會	安藤 季雄	明治三〇・五・二六	ミシン裁縫教授
京都盲啞保護院	上京區姉小路大宮西	財團法人	京都善啞會	内貴甚三郎	大正三・四・二五	
鐵道保養院關西分院	下京區京都驛構内	同	津田 龜次郎	吉田派次郎	同 五・四	
西陣職業練習所	上京區五辻七本松託兒所内(電西一四四)	同	京都府共濟會	池田 宏	同 一〇・九	
華頂看護婦養成所	新門内(電中三七〇〇)	會員組織	華頂婦人會	小林 圓達	同 七・九・三〇	和服裁縫及ビミシン裁縫講習

2 兒童保護

天主教女子教育院	上京區河原町三條北	個人經營	プロ・メリー	ロフラン・エレナ	明治二九・六・一	
平安德義會孤兒院	上京區岡崎最勝寺町(電上二二三三)	財團法人	平安德義會	田中 泰輔	同 三・二・二	
京華養育院	上京區油小路夷川北	個人經營	丹羽憲顯	丹羽 憲顯	同 三・二	
平安養育院	上京區岡崎圓照寺町五八(電上三〇九五)	財團法人	知恩院	郁芳 隨圓	同 三・四・二六	
信愛保育園	上京區丸太町日暮西入北西院町	個人經營	園部 マキ子	園部 マキ子	大正三・八・三	乳兒保育、助産施療ヲ兼メ

平安德義會第一保育園	上京區岡崎最勝寺町 (電上二二三三)	財團法人	平安德義會	田中 泰輔	大正八・二〇・一	盲啞教育、音樂
西陣託兒所	上京區五辻七本松釋 迦堂内(電西二四四)	同	京都府共濟會	池田 宏	同 九・九・九	
平安德義會第二保育園	下京區小幡坊城西 壬生寺内	同	平安德義會	田中 泰輔	同 二・六・一	
摩訶訶園	上京區出雲寺儀町西 光寺内	會員組織	吉野 順應	吉野 順應	同 二・八・六	
和樂園	上京區相合園子下長 者町南	個人經營	南部吉右衛門	福井安次郎	同 二・七・二	
東寺託兒所	下京區八條大宮西東 寺内	財團法人	京都府共濟會	池田 宏	同 二・二・三	

3 特殊教育

京都盲啞慈善會	上京區錦小路大宮西 (電上一五七四)	財團法人	內貴 甚三郎	內貴甚三郎	明治六・三	盲啞教育、音樂
協同夜學校	下京區三條通東山線 西入南長光町	會員組織	同盟一心會	岡田 佐藏	同 三〇・一	貧兒教育
酬恩學校	下京區三條大橋東二 丁目南若竹町	個人經營	長岡 常次郎	長岡常次郎	同 四〇・九・二〇	貧兒教育
白川學園	上京區田中町百萬通 山内	同	脇田 良吉	脇田 良吉	同 四三・七・三	不良少年盲啞兒 ヲ除ク異常兒ノ 教育
京都吃音矯正會	下京區堀川三條南瑞 蓮寺内	會員組織	淺井 春榮	淺井 春榮	大正二〇・八	

4 醫療的保護及び保健施設

日本赤十字社京都支部 常設救護所	上京區下立賣新町西京 都府廳内(電西二九〇)	財團法人	日本赤十字社	池田 宏	明治三三・二・四	巡回治療、牛乳 供給
---------------------	---------------------------	------	--------	------	----------	---------------

京都產院	上京區室町上長者町 南(電西三九〇)	個人經營	佐伯 理一	佐伯理一	明治二二・七・二〇	巡回治療、牛乳 供給
京都婦人慈善教會	下京區六角烏丸東 (電中八五九)	社団法人	福田 さも子	西川忠次郎	同 二七・六・五	
兒童健康相談所	上京區川端丸太町北	同	愛國婦人會	池田 たみ	同 三三・九・三	
兒童健康相談所	下京區佛光寺町東	同	京都支部	同	同	
京都施藥院	上京區七本松丸太町 北(電西六〇九)	會員職員	京都施藥院	內貴甚三郎	同 三七・一・四	
東亞慈善會小病醫院	下京區鹽小路高瀬川 東(電下六五一)	同	齋藤 實記	伏原 宣足	同 四一・八・〇	
日本健康會	上京區下長者町黒門 角(電上二二二七)	同	石黒 猛次郎	大橋 五男	同 四二・五	一般治療
濟世病院	下京區八條大宮西 (電下四九)	同	祖風宣揚會	小林 參三郎	同 四三・六	牛額又ハ無料診 療
京都市醫師會	上京區丸太町智恵光 院西(電下四九)	財團法人	同	菅野 弘一	大正九・四	
西陣診療所	上京區五辻七本松釋 迦堂内(電西二四四)	同	京都府共濟會	池田 宏	同 二〇・二・二	
三條浴場	上京區三條東山線西 入南長光町	同	京都府共濟會	同	同 二〇・九・二〇	
西三條浴場	下京區三條千本西五 丁目北	同	同	同	同 二三・二・一	
佛眼協會京都支部	下京區富小路四條南 德正寺内(電下四五六)	會員組織	大谷 派僧侶	井上 智月	同 二二・四	失明防止、失明 者保護
鷹野浴場	上京區鷹野町	財團法人	京都府共濟會	池田 宏	同 二二・八・五	主トシテ腦脊髓 病、神經疾々患 者治療及ビ音吃 矯正
三聖醫院	下京區本町十五丁目	同	東 福 寺	爾 健 碩	同 二二・二	核預防
田中診療所	上京區田中馬場町櫻 井方(電上四四六)	同	京都府支部	池田 宏	同 二二・七・二六	
堀川頭救護所	上京區大宮寺内北 四丁目東西法寺内	同	日本赤十字社	同	同 二二・一〇	
壬生救護所	下京區千本三條南朱 雀小學校内	同	京都支部	同	同	

本町診療所	下京區大和路七條南(電下四九三〇)	財團法人	京都府支部	池田宏	大正三・四・二〇	一般施療及ビ結核豫防
大内診療所	下京區八條東馬場町(電下四九二〇)	同	同	同	同	同
兒童健康相談所	下京區鶴屋町七條南	同	京都府共濟會	同	同	同
兒童健康相談所	上京區今出川新町室町ノ間北	同	同	同	同	同

5 住宅供給及び宿泊救護

警官住宅	下京區今熊野南日吉町	會員組織	京都府警察官後援會	池田宏	大正二・五・三〇	
同	下京區油小路通木津屋橋東	同	同	同	同	
同	下京區八條小坂町	同	同	同	同	
同	下京區中堂寺町鍵田	同	同	同	同	
同	下京區八條馬場町	同	同	同	同	
同	下京區本町十五丁目	同	同	同	同	
同	下京區東七條町	同	同	同	同	
同	下京區西九條柳ノ内	同	同	同	同	
東七條小住宅	下京區東七條町	財團法人	京都府共濟會	同	同	
西九條小住宅	下京區西九條柳ノ内	同	同	同	同	
京都協働助會	下京區東九條岩本町	會員組織	大谷盛器	大谷盛器	同	朝鮮人ノ宿泊救護

6 慈惠救濟

京都婦人慈善會	下京區古門前大和路東三丁目(電中三三〇)	社団法人	松村某	雨森鈴子	明治三・三・二五	一般罹災者救護
京都婦人慈善教會	下京區六角島丸東入(電中八五九)	同	福田さも子	西川忠二郎	同	同
眞宗大谷派婦人法話會	下京區助町魚棚南(電下七二八)	同	大谷參子	大谷章子	同	同
救世軍京都少隊	下京區富小路四條南	會員組織	仙波貫道	城山好一	同	同
實踐救濟會	上京區南禪寺福地町	同	佛歌護國團	仙波貫道	大正五・四・三	同
京都養老院	上京區花園尊壽院内	財團法人	大西良慶	大西良慶	同	同

7 司法保護事業

京都感化保護院	下京區六角大宮西因幡町(電中七一九)	財團法人	内貴甚三郎	内貴甚三郎	明治三・二・二六	
醇厚會	下京區堀川松原南堀	會員組織	中村覺澄	藤田則國	同	
重正會	上京區下ノ森一條北	同	淨土宗	菅原大輝	大正元・三・一	
淳勸會	下京區猪熊五條南本	財團法人	明德學園	中野慶之輔	同	
大貳義塾	上京區田中關田町(電上一八五五)	個人經營	大澤善助	大澤善助	同	釋放少年保護
同友會	同	同	同	同	同	同
常盤學園	上京區千本二條南入	同	小山乙若丸	小山乙若丸	同	不良少年保護
吉水教學園	上京區淨福寺一條南	會員組織	京都支部	河合隆戒	同	不良少女保護
少年保護協會京都支部	下京區室町四條北明倫小學校内	同	永田三郎	永田三郎	同	不良少女保護

518
711

大日本佛教慈善會財團	下京區油小路七條北 (電下五八〇)	財團法人	本派本願寺	藤音、得忍	明治四・九	施療、細民教育
愛國婦人會京都支部	上京區川端丸太町北 (電上一五四)	社団法人		池田、たみ		軍人遺族及ビ廢
帝國軍人後援會京都支部	上京區下立賣新町西	會員組織		池田、宏	大正六	軍人遺族及ビ廢
俱一會	下京區府內町五條南	同	本多良明	大谷、榮留	同二・五	行旅病死者極貧
櫻井廣濟會	上京區田中馬場町櫻井	社団法人	櫻井、文太郎	細野、辰雄	同三・二・一	非儀無料葬送
本派本願寺人事相談所	下京區油小路七條北	財團法人	大谷、章由	藤音、得忍	同二・一	ハ補助、料行又
社會館	下京區箱屋町七條南	同	京都府共濟會	池田、安	同四・九・一	相談、土地案内
西陣共濟會	上京區今小路御前通	同	同	同	同三・八・一	
六原共濟會	下京區大和路五條	同	同	同	同三・三	
京都府社會事業協會	北一丁目立賣新町西	會員組織		同	同七・六	
京都子供愛護聯盟	下京區河原町三條南	同		同	同	
知恩院社會課	立誠小學校內	同		同	同	
黒谷光明寺社會課	下京區東山林下町 (電中三〇五)			松浦、春濤	同四・五・一	
東本願寺社會課	上京區岡崎黒谷町 (電上一二〇四)			大河内、賢良	同三・五・一	
西本願寺社會課	下京區堀川七條北 (電下一〇五)			竹内、了温	同二・二・一	
眞宗大谷派京都社會事業協會	下京區富小路四條南 (電下一四三)	會員組織	井上、智月	藤音、得忍	同二・四・一	
淨土宗京都社會事業協會	下京區寺町綾小路南 透支寺內(電下一四七)	同	福原、隆成	井上、智月	同三・二・一	

大正十四年十二月十日印刷
大正十四年十二月十五日發行

京都市役所社會課

印刷者 須磨勘兵衛

印刷所 京都市北小路新町西入
内外出版株式會社印刷部

京都市西洞院七條南

518
71

終